

令和8年2月26日3月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 伊藤 芳 則	2番 鈴木 深由希	3番 竹 田 恵
4番 増 田 誠 宏	5番 片 岡 宏 文	6番 細 美 克 浩
7番 國 重 清 隆	8番 山 田 真一郎	9番 重 信 好 範
10番 新 田 真 一	11番 徳 岡 真 紀	12番 掛 田 勝 彦
13番 藤 岡 一 弘	14番 中 原 秀 樹	15番 月 橋 寿 文
16番 藤 井 憲一郎	17番 山 村 恵美子	18番 穴 戸 稔
19番 保 実 治	20番 弓 掛 元	21番 横 光 春 市
22番 小 田 伸 次		

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 細 美 健
副 市 長 山 崎 輝 雄	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域共創部長 呑 谷 巧
市民部長 松 本 英 嗣	福祉保健部長 菅 原 啓 子
子育て支援部長 中 村 徳 子	市民病院部長 細 美 寿 彦
産業振興部長 併農業委員会事務局長 児 玉 隆	建設部長 濱 口 勉
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教育長 迫 田 隆 範	教育部長 宮 脇 有 子
教育部次長 豊 田 庄 吾	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 坂 田 保 彦

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 明 賀 克 博	次 長 後 藤 賢
議事係長 岸 田 博 美	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 片 岡 宏 文 伊 藤 芳 則 鈴 木 深由希 弓 掛 元 細 美 克 浩 國 重 清 隆

令和8年3月三次市議会定例会議事日程（第4号）

（令和8年2月26日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 片 岡 宏 文……………203 伊 藤 芳 則……………221 鈴 木 深由希……………234 弓 掛 元……………250 細 美 克 浩（延会） 國 重 清 隆（延会）

~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前 9時30分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び御視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は一般質問の3日目を行います。この一般質問を行う4日間につきましては、議事の関係上、会議の開始を9時30分といたします。

ただいまの出席議員数は22人であります。

これより本日の会議を開きます。

この際、御報告いたします。本日の一般質問に当たり、鈴木議員から資料を画面表示したい旨、事前に申出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容については、タブレットにデータを掲載、傍聴の方には紙資料でお示しております。

以上で報告を終わります。

本日の会議録署名者として、竹田議員及び増田議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（山村恵美子君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡議員。

〔5番 片岡宏文君 登壇〕

○5番（片岡宏文君） 皆さん、おはようございます。会派公明党の片岡宏文でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。このたびは大項目で4つお伺いをいたします。

大項目1としまして、公共施設の維持管理と入札制度についてお伺いをいたします。中項目1の公共施設の維持管理の考え方についてお伺いします。公共施設照明設備LED化推進事業の公募に当たり、リース型と買取り型などの試算ができていたのか、お伺いします。本年1月に令和7年度三次市公共施設照明設備LED化推進事業に係るプロポーザルで行われました。契約方式については、長期契約、いわゆるリース方式であったというふうに思われます。リース方式においては、初期費用が抑えられるということがありますがけれども、反面に、総支払額は割高になってくるというふうに思われます。費用面での試算はできていたのか、お伺いをいたします。

（市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松本市民部長。

〔市民部長 松本英嗣君 登壇〕

○市民部長（松本英嗣君） 本市では、令和9年12月末をもって蛍光灯の製造及び輸出入が禁止さ

れることを踏まえ、行政運営における温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、電力需要の抑制による経費削減を図ることを目的に、公共施設の照明設備LED化に取り組んでいるところでございます。また、本事業に取り組むに当たり、事業手法についても検討を行っております。600余りある公共施設のうち、延べ床面積200平方メートル以上の223施設を対象として、市直営工事の場合とリースの場合と、工事内容についても比較検討を行っております。リースで行う場合、設計や設備の維持管理に係る財政負担をリース期間である10年間にわたり平準化できるため、3年程度で設置完了を見込むことができます。工事の場合は25年間を要すると。直営工事の場合はですね、という試算をしております。LED化に伴う電気料金の効果削減を早く得ることがリース事業では可能であります。加えて、リースの場合、設計や施工に係る事務負担の軽減が図られる点などを考慮した結果、リース方式を採用しております。直営施工とリースでは、25年間の電気料削減額を加味した試算におきましては、リースが直営施工に比べ約10億円の経費削減効果が出る結果となっております。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番(片岡宏文君) 今、リース方式で約10億円削減できるということでお伺いをしました。他市町におきましては、中規模の自治体においては、リース方式と同じように、ESCO方式というのを取り入れられているところがあります。ESCO事業とは、省エネルギー改修に係る全ての経費を光熱費の削減分で賄う事業でございます。ESCO事業者は、省エネルギー診断、設計、施工、維持管理、資金調達など、係る全てのサービスを提供し、効果の保証を含む契約形態、これパフォーマンス契約といいますけれども、これを取ることによって、自治体の利益の最大化を図ることができるということで行われております。この検討とかはあったのでしょうか。お伺いします。

(市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松本部長。

[市民部長 松本英嗣君 登壇]

○市民部長(松本英嗣君) 先ほどおっしゃいましたESCO方式の導入については検討しておりません。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番(片岡宏文君) この事業におきましても、他市町では、民間のノウハウを広く意見を聞くということで、サウンディング型市場調査ということをされている自治体もあります。今回、市で公募されましたプロポーザルに当たりまして、1社しか公募がなかったということがございます。

今回の募集の要項につきましては、1つ、代表者であるリース役割の事業者は、参加表明書

の提出の時点において、令和6年、7年の入札参加資格者名簿「物品購入、修繕及び役務の提供等業務」に登録された者であること、また、名簿に登録のない者で、この案件に係り所定の資格審査を申請し、参加資格を認められた者であること。2つ目に、リース役割を担う者は、令和3年度以降、国または地方公共団体が所有する施設において、賃貸借によるLED照明導入事業等の実績を有していること。また、契約実績を証明する契約書等を提出すること。3つ目に、リース役割を担う者は経常利益が直近3か年で連続赤字でないこと。4つ目に、施工役割を担う事業者は、令和6年・7年度入札参加資格者名簿、これは市内業者になります。電気工事に登録された者で、かつランクAにカテゴリーされている事業者であること。5つ目に、施工役割を担う者は、電気工事業における特定建設業許可を有する事業者であること。6、調査設計役割を担う者は、令和3年度以降、国または地方公共団体が所有する施設において、賃貸借によるLED照明導入事業等の調査設計役割としての実績を有することとし、契約実績を証明する契約書等を提出すること。7つ目に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。8つ目に、三次市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止または指名留保を受けていないこと。9つ目に、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと、また、経営状態が著しく不健全である者でないこと。10個目に、参加表明時は、応募者の各役割の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にすること。11個目に、直近1年間の法人税、事業税及び地方税を滞納していないことということでありました。

施工業者については、市内のAランクに指定をされておりますけれども、これまで厳しい条件であって、果たしてこの三次の業者の中でこのプロポーザルに入れた対象がいたのか。その業者があるのでしょうか。その辺お伺いをいたします。

(市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松本部長。

[市民部長 松本英嗣君 登壇]

○市民部長(松本英嗣君) 先ほど今回のプロポーザルの条件についてお示しいただきましたけれども、今回の事業につきましては、総額でリース期間で2億円を超える事業でございます。そうなりますと、一定程度のやはり企業実績というものは求められてくると思います。その中で、こういう条件を設定し、なおかつ施工業者については、市内の中でも実績を有する者があるという判断の下に、この条件で募集をしたものでございます。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番(片岡宏文君) 今回、43施設ありますけれども、これをまとめればやっぱりそういう形にはなると思うんですけども、今回、43のうちにコミュニティセンターなど小規模の更新等も含まれていたというふうに思います。各地域でありますコミュニティセンター、本当地域で事業をされている電気屋さんとかでも工事ができるところあったんじゃないかというふうに思い

ます。各地域、それぞれ行われている各地域や規模、これを分割で発注することはできなかったんでしょうか。お伺いいたします。

(市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松本部長。

[市民部長 松本英嗣君 登壇]

○市民部長(松本英嗣君) 今回のリース事業につきましては、先ほど申しましたように、600余りの公共施設がある中で、この事業では延べ床面積200平米以上、223施設をLED化として取り組むものであり、このうち、さらに43施設を第1期分として事業を行うものでございます。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番(片岡宏文君) 今回が第1期ということでございますけれども、今後、この43施設、残りの施設の今後計画があるのか、お伺いします。庄原市では令和6年3月に、公共施設照明LED化計画として行うに当たっての目的から見込まれる効果、優先順位、手法などについても事業計画としてつくられております。本市においても、残りの施設について、事業計画自体をつくれる予定がないのか、お伺いをいたします。

(市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松本部長。

[市民部長 松本英嗣君 登壇]

○市民部長(松本英嗣君) 御質問の今後の公共施設照明設備のLED化事業でございますけれども、先ほど申しましたように、200平米以上の220施設、これにつきましては、施設の利用状況、また費用対効果などを含めて絞り込んだ上で、リース方式によるLED化を進めていく計画でございます。また、残りの400の施設については、各所管部署において、電球交換であったり修繕であったり、そういった適宜時期に合わせて直接の施工を実施する計画です。そういう計画で進めてまいりたいというふうに考えております。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番(片岡宏文君) 先ほどから言っていますいろんな手法もありますし、しっかり計画をつくっていただいて、いろんな形で行っていただければというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。続きまして、中項目2、公共事業の入札についてお伺いをいたします。昨年12月定例会の中でも先輩議員からありましたとおり、現在、建設関係の業者さんから、仕事が非常に少ないと困っておられる話も私もお伺いしております。本市における公共事業の発注額が多かった時期と比べて、現在の発注額及び件数がどのぐらいの推移になっているのか、お伺いをいたします。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 桑田総務部長。

〔総務部長 桑田秀剛君 登壇〕

○総務部長（桑田秀剛君） 本市におきます工事の件数と金額でございますけれども、多かつた時期につきましては、令和元年から3年度にかけて、平成30年以降の災害復旧工事があったため、増加しておりました。件数で申しますと、令和元年度が587件、令和2年度が354件、令和3年度が381件ございましたが、本年度、令和7年度につきましては、見込みも含めまして、約200件でございます。金額につきましては、令和元年度で申しますと、災害を除いた金額になりますけれども、令和元年度から3年度までは30億から40億ございましたけれども、今年度については約13億となっております。

（5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡議員。

〔5番 片岡宏文君 登壇〕

○5番（片岡宏文君） もう半分以下ということになっているということでございます。現在、本市におきましては、入札方式につきましては、1億円未満の建設工事については、予定価格は事前に公表をしております。事前公表のメリットとしましては、先日問題になりました尾道の上下水道事業であった官製談合など、利害関係者などからの働きかけから職員を守ることができる。また、無理な見積りがなくなり、事務効率化ができるというメリットはあると思います。しかしながら、デメリットとしては、適正な価格競争にはならない。また、建設業者の積算能力の低下、また、最低制限価格については事後公表としているものの、最低制限価格の算定方法は予定価格に0.90を掛けるものとしているため、同額の入札による抽せんが多くなるということであるというふうに思います。件数が多かつた元年度につきましては、不調があったというふうにお伺いしておりますけれども、7年度の入札におけるくじによる落札割合はどのぐらあったのか、お伺いをいたします。

（総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 桑田部長。

〔総務部長 桑田秀剛君 登壇〕

○総務部長（桑田秀剛君） 令和7年度のくじの割合でございますが、令和8年1月末現在の割合でございます。建設工事の一般競争入札件数128件のうち、くじになったものは110件ございまして、割合としましては85.9%でございます。

（5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡議員。

〔5番 片岡宏文君 登壇〕

○5番（片岡宏文君） 128件中110件ということで、かなりの割合であるというふうに私は認識をしておりますが、この割合どう受け止められるか、所感をちょっとお伺いしたいと思います。

（総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 桑田部長。

〔総務部長 桑田秀剛君 登壇〕

○総務部長（桑田秀剛君） 先ほど議員のほうから言われましたとおり、本市の場合は予定価格を公表して、最低制限価格を90%ということにしておりますので、やはり積算能力にかかわらず、たくさんの方が90%のラインで入札しておられるということと、工事件数が減っているということで、たくさんの業者の方が90%のところに入札されているという実態であろうかというふうに思っております。

（5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡議員。

〔5番 片岡宏文君 登壇〕

○5番（片岡宏文君） 今御答弁ありましたように、同じ金額にみんななっていると。0.9掛けるということで、本当に多い入札では20件近く入札があった。それが全部同じ金額である。それで抽せんになっているということも見かけします。本市においては一抜け方式を取り入れているという答弁が前回もありましたけれども、同一の日に数件しかない入札であれば、毎日くじになって、くじ運のいい業者が取り続けるということも可能になってきているというふうに思っています。入札件数が20件という多い件数も問題だというふうに思いますけれども、現在、業者を3つか4つのランクに分けておられますけれども、この入札時のランクについて基準があるのかどうか、お伺いをいたします。

（総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 桑田部長。

〔総務部長 桑田秀剛君 登壇〕

○総務部長（桑田秀剛君） 本市の場合はランクをAからDまでの4つのランクに事業者をランク分けしておりますけれども、入札に当たりますと、予定価格の金額によって入れる業者が原則決まっております。また、それ以外の要件で変わる場合がございますけれども、まず、原則は金額でランク分けでございます。

（5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡議員。

〔5番 片岡宏文君 登壇〕

○5番（片岡宏文君） 金額によってランクが、入れる、入れないがあるということなんですけども、4つのランクがあつて、具体的にランクは1つに限るのか、3つぐらいに限られているのか、その辺ちょっと詳しく分かれば教えていただければと思います。

（総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 桑田部長。

〔総務部長 桑田秀剛君 登壇〕

○総務部長（桑田秀剛君） ランクにつきましては、例としまして、土木一式工事でございますと、例えば500万円未満はC、Dが入れる。また、500万を超えて1,500万円まではBとCのランクが入れる。また、1,500から2,500万までの間であればA、B、Cが入れます。それを超えまし

て、5,500万円まではA、Bが入れまして、5,500万円を超えますとAランクのみが入れます。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番(片岡宏文君) ランクにつきましては分かりました。今現在、業者ごとに総合数値でランク分けをされておりますけれども、工事ごと、終わった後ですね、完成検査のときに工事成績評価点をつけられているというふうに思います。入札のときにこの点数が反映されないと、業者さんの意欲、また、点数が悪かったときの改善にならないというふうに思います。先ほどからあったように、件数が多い時期、500件ぐらいあった場合、不調があった場合は、この時期は今の方式でもいいと思うんですけども、くじで決まる入札では、本当に入札の意味をなしていないというふうに思っております。

広島県の行っております総合評価型では、価格だけではなく、技術提案、施工体制、また工事成績評価点などを加味されて、正しく評価される反面、新しい企業や小さい企業では負担が増えて大変になることもというふうにあります。前回もありましたように、庄原の簡易型や、また、それ以外に特別簡易型というものもあるようでございます。本市でその方式が取り入れられないかどうか、お伺いをいたします。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長(桑田秀剛君) 広島県の総合評価方式でございますけれども、先ほどおっしゃいましたように、いろいろな項目がございますが、本市で検討したところ、例えば自社施工を評価項目の1つとされておられます。そうしますと、先ほどおっしゃいましたように、小規模の事業者が不利になるといった可能性もございまして、どうしても有利、不利の事業者があるというところで、制度設計には慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

また、庄原市の簡易型の総合評価制度、こちらも様々な項目がございます。庄原市でされているケースで言いますと、例えば工事区域内に本社があるかどうかといったような地域性に関する項目も設けられておりますけれども、本市においては地域ごとに工事件数に偏りがあることと、例えば北部と南部では事業者数が違うといったようなこともございまして、こういったことでまた有利、不利ということもございますので、公平性が十分に担保できるかということもございます。そういったところも踏まえまして、どういった効果がどの程度得られるかということも慎重に見極めていく必要があるかと思っております。他の自治体の運用状況、効果、事業者への影響、こういったことを十分に調査しながら、引き続き慎重に調査研究は続けていきたいと考えております。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番（片岡宏文君） 本当に件数が少ない中で、80%がくじということは本当に問題であるというふうに思っております。このことについても建設組合から要望等あると思いますので、しっかり速やかに対応していただきたいというふうに思って、次の質問に移ります。

続きまして、大項目2、市立三次中央病院の運営についてお伺いをいたします。中項目1の近年の設備の修繕状況についてお伺いをいたします。昨日は経営状況など質問がありましたけれども、私のほうからは設備に関してをちょっとお伺いしたいというふうに思います。市立三次中央病院の改築見直しになり1年がたちました。設備の老朽化は顕著に表れているというふうに伺っております。直近1年間の設備関係で、どのような設備が傷んで、病院機能の維持にどのような影響が出ているのか、お伺いをいたします。

（市民病院部事務部長 細美寿彦君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美市民病院部事務部長。

〔市民病院部事務部長 細美寿彦君 登壇〕

○市民病院部事務部長（細美寿彦君） 直近1年の主な設備修繕は、エアコンなどの空調設備、トイレの温水便座や手洗い機器等の衛生関連設備、病棟浴室扉取替え等の建築設備、自家発電機の異常警報への対応等の電気設備の修繕を行っています。この修繕は、病院改築事業の再開などの判断を待たずして、設備の経年劣化等により、現行施設の機能維持に必要な対応となっています。設備の故障により、停電や空調不良、水回りの停止などの不具合が起きれば、医療行為そのものに支障が出ることはもちろん、患者の安全や快適性が失われることから、設備が適切に機能していることは欠かせないことだと考えております。今後も病院経営に与える影響を最小限に抑えつつ、安心・安全な医療提供を維持するため、修繕対応を行っていきたいと考えております。

（5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡議員。

〔5番 片岡宏文君 登壇〕

○5番（片岡宏文君） やはり設備については傷んでいるところがあるということでお伺いしました。先ほどからあるように、小規模の修繕で今済んでいるということでございますけれども、本当に先ほど言った停電とか空調の止まったりしたことで手術ができないといったような維持に影響を与える大規模修繕について、なったときに、対応はどのように想定されているのか、できていればお伺いをいたします。

（市民病院部事務部長 細美寿彦君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美部長。

〔市民病院部事務部長 細美寿彦君 登壇〕

○市民病院部事務部長（細美寿彦君） 大規模改修の場合ですけれども、大規模改修の場合は配管などが建物全体に行き渡っているため、外来部分と病棟部分を分割しての段階的な更新となると考えております。分割更新となれば、外来は部分的または全体的に数か月の休診が必要となり、病棟は上下階を一度に改修を行うため、入院患者数の調整等を行わざるを得なくなるなど、診

療体制の変更や一時的な診療制限が必要になります。また、病院経営における収支状況は、診療制限の影響に伴い、医業収益が減少し、分割更新により工事期間が長期化することから工事費が割高となり、加えて、診療制限中も人件費など固定費の支出は継続となりますので、収支は悪化することが想定されます。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番(片岡宏文君) 今御答弁いただきましたけれども、本当に建物自体は老朽化していないように見えますけれども、設備については確実に老朽化をしているというふうに思っております。絶対あってはいけないのは、先ほどあったように、市民の命を守る病院機能を止めることだというふうに思います。先日もみよし運動公園が停電で使えない時期とかありましたけれども、このような使えない時期がないように、物価高騰や経営環境について、改善のことは昨日質問がありましたけれども、これについては短期で改善できるというふうには思っておりません。長期的な視点で、病院機能を止めないためにも、早急な検討が望まれるというふうに思っております。

続きまして、薬剤師の不足についてお伺いをいたします。現在、全国的にも薬剤師不足というふうに伺っております。広島県における状況としましては、薬剤師養成大学が広島大学、広島国際大学、福山大学、安田女子大学と4つ立地していることもあり、医療施設、薬局に従事する薬剤師の数につきましては、人口10万人に対して全国4位という多い反面、薬剤師に係る医療需要調査等で算出した薬剤師偏在指標につきましては、本県の病院薬剤師は0.81、これ1未満であると需要過多で不足している状況、これは全国で15位というふうになっています。一方、薬局薬剤師については1.19、これ1を超える場合は供給過多で充実している状態、これは全国3位ということとなっております。薬局薬剤師は多くて、病院薬剤師は不足しているということとなっております。本市の三次中央病院における現状、配置等、就業体制とか、課題があればお伺いをいたします。

(市民病院部事務部長 細美寿彦君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[市民病院部事務部長 細美寿彦君 登壇]

○市民病院部事務部長(細美寿彦君) 現在の当院の薬剤師の状況でありますけれども、かつて最大14名の配置がありましたが、現在は11名体制となっております。人員数の減少に伴い、1人当たりの業務負担が増えており、また夜間休日対応も負担となっております。薬剤師は24時間体制での医薬品供給と医療安全の確保が求められるため、当直体制を維持しつつ、調剤、注射剤調製、服薬指導などの平常業務を行っている状況であり、早期に人材確保が必要となっております。

薬剤師不足の最も大きな要因の1つが、先ほど議員もおっしゃいましたが、薬局数の急激な増加と言われております。近年、医薬分業の急拡大や、高齢化による処方箋枚数の増加により、薬剤師が勤務する薬局やドラッグストアの数が急増し、薬剤師の必要数も増加傾向にあり

ます。特に都市部よりも地方での薬剤師の不足が大きいと言われていています。薬剤師の採用競争が厳しく、学校等への訪問や求人情報の周知など採用活動に取り組み、特勤手当を令和5年4月に支給開始し、薬剤師奨学金返済支援助成金交付制度の創設などの処遇改善も行ってありますが、採用につながっていない状況であります。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番(片岡宏文君) 体制については14名から11名というふうにお伺いをしました。昨年6月と11月も募集をされましたけど、応募がなかったというふうにお伺いしています。今年2月にも採用試験のほうが行われたと思うんですけども、募集人数であったり、採用人数あればお伺いをいたします。

(市民病院部事務部長 細美寿彦君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[市民病院部事務部長 細美寿彦君 登壇]

○市民病院部事務部長(細美寿彦君) 薬剤師の募集につきましては、今年度は3回の採用試験を実施しましたが、いずれも薬剤師の応募はありませんでした。第3回の採用試験においては、大学5年生のうちに受験から最終合格までを可能とする要綱に変更しております。今後の採用試験に向け、早期に最終合格となるメリットを周知するなど、採用への取組を強化していきたいと考えております。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番(片岡宏文君) 採用がなかったということでございますけども、先ほど答弁の中で奨学金の返済の制度があるということで、今回ゼロだったというふうにお伺いしますけれども、この制度については、本当に奨学金を返済する助成の制度であるというふうに思っています。三次中央病院で薬剤師として働いていただける方に毎月5万円、上限480万円に達するまで支給されるという制度でございます。今現在、活用がなかったということで、件数はお伺いしないんですけども、現在は、先ほどおっしゃっていましたが民間企業の薬局薬剤師にいらっしゃいます方がありますけれども、病院での薬剤師さんについては、先ほど答弁あったように、夜勤や入院患者さんの対応など職責は多岐にわたり、大変なお仕事であるというふうに思います。しかしながら、先ほどあったように、民間企業との給料水準が高いところでは7万円程度も差があるというふうにお伺いしております。三次市としてこの処遇や賃金格差など把握されているのか、お伺いをいたします。

(市民病院部事務部長 細美寿彦君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[市民病院部事務部長 細美寿彦君 登壇]

○市民病院部事務部長（細美寿彦君） 全国的に年々、病院、診療所に就職する薬学生が減少しており、病院薬剤師の不足の解消が喫緊の課題とされています。厚生労働省に対して日本病院薬剤師会及び日本薬剤師会が連名で行われた薬剤師の処遇改善に関する要望によりますと、病院薬剤師と薬局薬剤師の給与面等について、特に病院と薬局における初任給額の格差が指摘されています。なお、厚生労働省の令和5年度の調査では、生涯賃金においては病院薬剤師も薬局薬剤師も差がないことが示されています。

市立三次中央病院では、処遇改善のため、特地勤務手当の支給を開始するなど対応していますけれども、今後も採用試験への応募がない状況が続くようであれば、新たな処遇改善の検討も必要となってくると考えております。

（5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡議員。

〔5番 片岡宏文君 登壇〕

○5番（片岡宏文君） 先ほど言ったとおり、給料水準で7万円も差があれば、奨学金の5万円があったとしても、やっぱりそちらに流れるというふうに思います。給料水準が上げられないのであれば、やっぱりそういう奨学金の増額等も検討させていただければというふうに思います。

続きまして、大項目3の項目に移りたいと思います。農業振興についてお伺いをいたします。中項目1、獣害対策についてお伺いをいたします。狩猟免許の取得や箱わな補助の現状についてお伺いをいたします。先日、答弁にありましたとおり、三次市においては鳥獣害対策として、侵入防止や環境改善など、テゴスの活用により被害額は減少済みであるというふうに思って、対策は進んでいるというふうに思っております。しかしながら、捕獲駆除数については増加傾向で、高止まりをしているんじゃないかというふうに思います。三次市においては、狩猟免許の取得の補助や箱わなの補助など、事業件数はどのぐらい増えているのか、お伺いをいたします。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 児玉産業振興部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（児玉 隆君） これまで第一種銃猟免許の取得の支援や、集落での狩猟免許取得、箱わな購入に対する支援を行ってきておりましたが、今年度は新たに個人についても、新規の狩猟免許の取得、箱わなの購入に対して補助を実施を行ったところでございます。令和7年度の補助件数につきましては、1月末現在でございしますが、狩猟免許の取得が8件、箱わなの購入が4件ございました。令和6年度と比較しますと、狩猟免許の取得は4件の増加、箱わなの購入は同数となっております。本市の狩猟免許の所持者数につきましては、令和7年度が459人となっており、令和2年度の392人と比較しましても、増加傾向にあるものと考えております。

（5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡議員。

〔5番 片岡宏文君 登壇〕

○5番（片岡宏文君） 増加傾向ということでもあります。現在、イノシシは減少ぎみであって、鹿についてはやはり増加傾向というふうにお伺いしております。実際、7年度の駆除の総数、先日の答弁でもありましたように、過去最高ということになっておりますが、実際、頭数としてどのぐらい捕れているのか、お伺いをいたします。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 児玉部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（児玉 隆君） 現時点の駆除の頭数でございますけれども、現在把握しておりますのは、駆除班でありますとか、個人の駆除で許可をさせていただいたものということで、猟期の期間のものは入っておりませんが、令和7年度12月末時点での捕獲頭数で言いますと、駆除班によるイノシシの捕獲は680頭、鹿については1,022頭となっております。個人での捕獲頭数としましては、イノシシが88頭、鹿は196頭です。合わせますと、合計でイノシシが768頭、鹿は1,218頭となっております。先ほど議員のほうも御紹介いただきましたけれども、鹿の捕獲頭数については、駆除班等の精力的な取組により、過去最多の捕獲の実績となっております。また、近年の傾向としましては、イノシシの捕獲頭数は減少傾向で、鹿の捕獲頭数が増加傾向にあるという状況でございます。

（5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡議員。

〔5番 片岡宏文君 登壇〕

○5番（片岡宏文君） やはり鹿については過去最高ということで答弁いただきましたけれども、続きまして、残渣の処理についてちょっとお伺いをいたしたいと思います。先日、とある方からお話を聞きまして、自分の敷地の中に鹿が倒れていたということで、自分で運べないので、業者に頼んで、実費で処理をされたそうでございます。道路で倒れている場合は道路の管理者が処理をするということになっておりますが、実際、道路で事故に遭った鹿やイノシシが民地などに歩いていき、そこで息絶えた場合、この処理の方法はどのようになるのか、お伺いをいたします。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 児玉部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（児玉 隆君） 宅地や農地等、一般に私有地でイノシシや鹿等が死亡している場合の対応につきましては、土地の管理者において、個体の埋設でありますとか、クリーンセンターへの搬入をしていただくようお願いをしているところでございます。

（5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡議員。

〔5番 片岡宏文君 登壇〕

○5番（片岡宏文君） 先ほど言いましたように、道路で事故に遭ったのが歩いてきて民地にいたから、その所有者にお願いするというのは非常に何か心苦しいというふうに思っておりますけど、柔軟に対応できればというふうに思っています。よろしくお願ひいたします。

先ほどちょっと駆除の総数のほうはお伺ひしたんですけども、駆除した個体については、埋めるか、焼却するためにクリーンセンターに持ち込まれているというふうに思いますが、実際、このクリーンセンターの中に持ち込まれて焼却されている頭数について何頭ぐらいあるのか、お伺ひをいたします。

（市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松本市民部長。

〔市民部長 松本英嗣君 登壇〕

○市民部長（松本英嗣君） クリーンセンターに持ち込まれている鹿、イノシシの頭数ですけども、令和6年度の実績で、鹿869頭、イノシシ235頭、今年度は、1月末現在の数字ですけども、鹿が847頭、イノシシが156頭、こちらが搬入されております。

（5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡議員。

〔5番 片岡宏文君 登壇〕

○5番（片岡宏文君） 今、頭数をお伺ひしますと、ちょっとかなり多いなというふうにお伺ひしました。焼却するに当たり、先ほど民地であれば自分で持ち込んでいただく必要があり、焼却するにもやっぱり費用と手間がかかっているというふうに思います。神石高原町では年間約1,600頭の廃棄があるということで、福山の処理加工をされている会社に相談をされたそうです。町内に処理加工場を整備され、4人を現地で雇用されております。また、処理場までの運搬については、2人の地域おこし協力隊が担っておられております。また、東広島では、東広島ジビエセンター株式会社として指定管理として運営をされております。東広島産のジビエを栄肉というブランドで販売をされております。庄原市においては、イノシシを庄原猪いちばんというブランド名で庄原は行われております。ジビエ大使というのも2名つくられて、任命されております。昨年、庄原については、総工費約2億円をかけて有害鳥獣処理加工施設、庄原ジビエ工房を建設されました。これの運営も農林振興公社が行われております。安芸高田市においても、Premium DEER 安芸高田鹿として、極上の食材として定義をされております。先日、処理施設を安芸高田市も向原町長田の市有地に建設するという方針を決められました。市内での捕獲数が増えて、現施設での処理能力はほぼ限界に達しているため、約2.5倍の年1,800頭を処理できる施設にされるそうでございます。

本市におきましては、わんこのジビエや三和の物産館でジビエとして販売をされておりますが、この処理については、三和の個人で行っていただいているほか、数件しかないというふうにお伺ひをしております。この広大な広い土地の中で、処理頭数はすごく伸び悩んでいるというふうにお伺ひをしております。本市においても、焼却処理や埋めたりせず、ジビエとして処

理能力を上げる処理として取組ができないか、お伺いをいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(児玉 隆君) ジビエの利活用は、農作物の鳥獣被害防止における出口対策の1つであると認識をしております。しかしながら、ジビエ施設につきましても、独立採算が難しく、既存の多くの公設民営による施設では、行政からの補助金による支援を前提とした運営となっており、一般的にビジネスとして成立させるのが困難であるという課題がございます。このジビエ施設も含めて、ジビエの有効活用ということにつきましては、先進事例等の調査研究を行っていくよう考えております。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番(片岡宏文君) 先ほど答弁あったように、やっぱり個人のビジネスとしてはなかなか成り立つのが難しいという事業であると思います。ですから、やっぱり市がこうやって援助して、補助をしてやっぱり取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

先ほど紹介しました備後ジビエ製作所の社長さんには言われております。神石高原町で捕獲されても廃棄されている1,600頭については宝の山だというふうにおっしゃっておられます。地域の害獣がお金をかけて処分すれば、まさに地域の有害でありますけれども、正しく処理をすれば、地域の宝や資源につながってまいります。本当に個人でやるのは非常に大変厳しい事業であると思います。しっかり市としても補助できるように、前向きな検討を期待して、次の質問に移りたいというふうに思います。

大項目4、観光事業についてお伺いをいたします。中項目1、霧の海を活用した観光事業の現状と課題についてお伺いをいたします。高谷山展望台には、霧の海開きや初日の出のときには駐車場に止められないほどの台数が来られます。それ以外の日でも、最近については、岡山理科大学生物地球学部大橋教授がつくられた雲海A Iというのがあります。この雲海A Iというのは、雲海の発生状況を1週間単位で予想されて、かなりの確率で当たっております。本日も確率は95%の確率でありました。実際、今日は濃い霧に包まれております。本当にかかなりの確率で当たっております。この確率が高いときには、週末など土日にかかる場合については、駐車場に止められないほど来られているという現状がございます。実際、私も11月30日、これ日曜日でありましたけれども、A I確率約90%のときに行かせていただきましたが、たくさんの方が来られておりましたし、霧の海もきれいに見えるという状況でございました。そのときもやはり駐車場がいっぱいで、路肩に止めて駐車をいたしました。実際、三次市として、この霧の海の展望台、来場者を把握されているのか、お伺いをいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（児玉 隆君） 霧の海展望台の来訪者の把握につきましては、みよしDMOにおいて高谷山広場にセンサーのほうを設置し、来訪者の把握を行っておるところでございます。令和6年度の来訪者数は約、延べになりますが、2万2,000人というふうになっております。

（5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡議員。

〔5番 片岡宏文君 登壇〕

○5番（片岡宏文君） 人数にして2万2,000人って結構な、かなりの人数来られているというふうに思っております。霧の海を見ようとしても、朝早いゆえに、薄暗い中であつたり、霧の濃い時期に行きますから、視界もよくありませんし、見れる時期は冬場ということで、凍結や積雪など、大変危険のある道であるというふうに思います。展望台までの道路は擦れ違いなどできない場所もあります。今後、整備の予定がないのか、お伺いをいたします。

（建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 濱口建設部長。

〔建設部長 濱口 勉君 登壇〕

○建設部長（濱口 勉君） 市道高北線から高谷山展望台までの区間の市道につきましては、通過交通や住居がなく、通行する車両は展望台での霧の海観賞が主目的であり、通行状況は、霧が発生する10月から11月及び正月期間の午前6時から8時に集中しています。また、生活路線ではないことから、冬季の除雪は行っておりません。本区間につきましては、霧の海観賞車両の離合を改善するため、平成26年度にカーブ区間の拡幅と併せた待避所を2か所整備しており、現在のところ、さらなる道路整備の予定はありません。

（5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 片岡議員。

〔5番 片岡宏文君 登壇〕

○5番（片岡宏文君） 御答弁ありましたように、生活道路でないので除雪もできないということで、雪が降ったときは本当に危険な道路であるというふうに思います。この道路もまた問題であるんですけども、現在、駐車場については、30台程度ということで、止めれるのはそのぐらいだというふうに思います。この駐車場についても、土地のほうはまだあると思うんですけども、整備については予定がないのか、お伺いをいたします。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 児玉部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（児玉 隆君） 高谷山展望台の駐車場の整備につきましては、これまで来訪者の利便性の向上を図るため、段階的に整備を進めてきております。これらの整備により、現在、市で把握しております駐車場台数としては約53台というふうに考え

ておりますけども、議員御指摘のとおり、霧の海シーズンなど特に混雑する時期には駐車場が満車となり、路肩に駐車される車両も見受けられているところがございます。

現時点で具体的な駐車場の拡張計画はございませんが、高谷山展望台は本市を代表する観光スポットでもあり、来訪者の安全確保と利便性の向上は重要な課題であると認識をしております。令和8年度の予算では、県の事業を活用したトイレの洋式化の予算を計上させていただいております。引き続き、地元栗屋町づくり協議会や市民団体の皆様の御協力も頂きながら、受入れ環境の充実には努めていきたいというふうに考えております。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番(片岡宏文君) 先ほどから答弁ありましたように、約2万2,000人が来られているということで、短期的に集中して来られることが多いんだと思うんですけども、年間通して来ていただいている方はたくさんいらっしゃるというふうに思っております。

三次市においては、駐車場混雑表示サービスというのがございますけれども、イベント時以外の施設については、ワイナリー、トレッタみよし、もののけミュージアム、尾関山公園、みよし運動公園野球場などで、リアルタイムで駐車場が分かるのがもののけミュージアムと運動公園の南側だというふうに思います。このサービスには、三次市について、年間約375万円かかっているというふうに思います。この高谷山展望台にも活用できるんじゃないかというふうに思います。これがあれば、事前に霧の発生率も分かり、駐車場混雑状況も分かれば、皆さん狭い道路でもスムーズに活用できるのではないかというふうに思いますが、御所見をお伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(児玉 隆君) 先ほど議員御紹介いただきましたように、駐車場の混雑状況をリアルタイムで確認できる箇所としましては、トレッタとワイナリー、また、もののけの駐車場となっております。そのほかにつきましては、花火大会やウエスタン・リーグなど、イベント開催時に臨時的に職員が手動で入力し、混雑状況を表示させております。この駐車場混雑サービスの導入に当たっては、混雑状況を検知するセンサーやカメラの設置、電源や通信環境を確保するといった課題もありますので、現在のところ、整備する予定はございません。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番(片岡宏文君) やっぱり整備するとあったら、なかなかできないというのはお伺いしましたけれども、整備できないのであれば、せめて霧の海開きや初日の出の来場者が多いとき、本

当混雑するので、これは誘導員を配置するべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(児玉 隆君) 霧の海開きにつきましては、地元の団体、市内の団体によって実施をされております事業でございまして、本市としましては、こちらの活動に補助金のほうを交付させていただいているということでございます。警備員等の配置についても今後の課題というふうに考えておりますけれども、霧の海開き等につきましては、実施団体のほうでまた御検討いただきたいというふうに考えております。また、初日の出といったところも、来場者のほうが多い日というふうに把握はしてございますけれども、こちらについては、なかなか実施団体というところもございませんので、警備員の配置というところは難しいのではないかとこのように考えております。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 警備員の配置について御提案も含めて、霧の海を生かした取組について議論がありましたけれども、いかにこの2万人を超える皆さんが延べ人数で来られている状況の中で、どうやって観光施設と結びつける、あるいは、三次の地域資源と結びつけて、観光消費額につながる取組をするかというところが非常に重要なポイントかなというふうに思います。なので、その部分についてはDMOとしっかり連携を取りながら、この霧の海という三次市特有の個性や資源をどうやって活用するかというところで、今後の観光振興につなげていく取組などについてもしっかりと強化をしまいたいというふうに考えています。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番(片岡宏文君) 御答弁あったように、霧の海開きについては補助金が出ているということでございますけれども、近年、ボランティアの方でされておったんですけど、やっぱり補助金が少ないがために、ボランティアの方も減ってきて、誘導員がつけられないという現状がございます。その辺もしっかり踏まえていただいて、次の質問に移ります。

次の質問は、ライブカメラについてお伺いをいたします。現在、高谷山展望台のライブカメラは、国土交通省の気象情報のカメラ、またネットA一趣向さんが個人でやられております。このネットA一趣向さんがなかなかしんどいというふうにお伺いしております。機材も古くなってきており、更新の必要性や、機器のトラブルなどで現地まで行かれて対処をされているというふうにお伺いしております。行っていただいている方もかなり高齢の方で、非常にしんどいというふうにお伺いしておりますが、三次市で設置、管理するべきだと私は思ってお

りますが、御所見をお伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(児玉 隆君) 霧の海の魅力を全国に発信するため活動されているネットA一趣向の皆様におかれましては、ライブカメラによる24時間配信に長年にわたり取り組んでおられます。このネットA一趣向のサイトでは、岡山理科大学の教授が作成されました雲海AI予報についてもリンクを貼られておるということで、この活動につきましては、市も補助金のほうを交付させていただいているところでございます。

市やみよしDMOによるカメラの設置というところでございますけれども、現在は活動されている団体もあることから、市で設置というようなところは考えてございませんが、今後、高谷山の魅力をどう発信していくかについては検討していきたいというふうに考えております。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番(片岡宏文君) 現在やられている方がしんどいと言われているんですね。この方がやらないとなったら、市が受けていただけるのか、その辺の御所見はいかがでしょう。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(児玉 隆君) 現在活動されておられます団体さんのほうからも、これまでも何年間かにわたり御相談等も頂いているところでございます。今後につきましては、先ほどのみよしDMOとも高谷山霧の海の魅力をどのように発信をしていくかというところは協議をさせていただきながら、検討をしていきたいというふうに考えております。

(5番 片岡宏文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡議員。

[5番 片岡宏文君 登壇]

○5番(片岡宏文君) この霧の海については、本当、三次市における重要な観光資源であるというふうに思っております。市外、県外はもちろん、外国からも来ていただける魅力ある資源だというふうに思います。周知はもちろんですが、来ていただいた方が満足して帰っていただくためにも、しっかり整備、活用をしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) この際、休憩いたします。再開は10時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時34分——

——再開 午前10時45分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の伊藤芳則です。許可を頂きましたので、一般質問を始めたいと思います。今回は3つの項目について、農業経営について、また国民健康保険税について、小規模特認校について、3つのことについて質問をさせていただきます。

その前に、衆議院選挙の結果は皆さん御存じのとおりですが、高市政権は国民の暮らしと平和を壊す重大な危険が見えてきています。物価高騰対策や政治と金の問題、また戦争国家づくりへと進んでいくのではないかと、大変心配するところです。

農業の分野では、昨年の米不足、価格高騰には反省はなく、農家の皆さんは、今年の米価がどうなるのか、大変心配するところです。第3期農業振興プランが今、三次市で作成されているようですが、その前に、農林業センサスから見えてくるものについて質問をいたします。

まず、農業センサスの結果についてですが、2025年の農林業センサスの農林業経営体調査結果が広島県の速報値としてホームページで発表されております。それを私なりに分析いたしましたので、まず報告をいたしたいと思いますが、農業経営体の減少が続く中、法人経営体は5年前に比べて7.9%の増加となっています。1経営体当たりの経営耕地面積は3.7ヘクタールとなり、0.6ヘクタールの増加となっているようです。経営耕地面積20ヘクタール以上の農業経営体の面積のシェアは初めて5割を超えるなど、規模拡大が進展していることがうかがえます。

農業経営体の小規模農家は減少が続く中で、法人化や規模拡大は増加しているのが現状です。農業経営体は2025年で82万8,000経営体となっております。5年前に比べて24万7,000経営体の減少となったということになっております。このうち法人経営体は3万3,000経営体で、5年前に比べて2,000経営体、約7.9%増加しているとのことです。基幹農業従事者は20年前より半減し、先ほど言いました82万8,000経営体となってしまいましたが、人口比で見ると僅か1%以下です。農業者は全人口の1%にも満たないのが今の現状ではないでしょうか。広島県においては1,700経営体と聞いております。人口比で見れば0.6%しかありません。全国平均の以下です。それでも三次市においては1,800経営体ということで、人口比で3.8%となって、平均よりは、当然、農業地域ですから、高くなっているのではないのでしょうか。

三次市での農業者は、2020年が2,262経営体であったのが、2025年の5年間で1,802まで経営体が減少しています。このうち3ヘクタール未満の経営体は1,640経営体と、約9割を占めております。県北の中山間地域で農業を続けているのは小規模農家の方が数的には圧倒的です。これまでどおりの大型化と集約によって農業経営を続けていくのか、それとも小規模家族農家

も含めた農業にしていくのか、問われているところではないでしょうか。今後の農業政策をどのように進めていこうとしているのか、まず伺います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(児玉 隆君) このたびの農林業センサスの結果のところで申しますと、本市の個人の農業経営体数は1,719経営体、前回、5年前の調査の数字2,171と比較しますと、452経営体、率にして20%の減となっています。また、先ほど議員のほうも御紹介いただきましたけども、法人の経営体数は2020年の78経営体から、今回の調査では84経営体が増えており、従来からの農事組合法人に加え、新たに株式会社や合同会社による経営が増えているなど、担い手の構造も変わってきているものと考えております。

本市を始め、中山間地域においては、人口減少、少子高齢化等により、中小規模の兼業農家から法人等への担い手への農地の集積が進むことにより、今後も個人の経営体数は減少していくものというふうに考えております。本市としましては、小規模農家、兼業農家も地域農業の維持及び農地保全に欠かせない重要な存在であると認識しており、持続可能な地域農業の実現に向け、小規模農家や兼業農家等の多様な担い手を含めた幅広い支援策を展開するとともに、国、県に対しましても多様な担い手に対する支援の拡充を求めていくよう考えています。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) ぜひとも小規模農家への支援もお願いしたいところですが、集約と大区画化、スマート農業などではなかなか農業自体は守っていけないというふうに思います。例えば1ヘクタール未満の経営体、1,140です。1ヘクタールから3ヘクタール未満の経営体は500です。合わせて1,600の経営体で9割を占めると先ほども言いましたが、販売金額で見ますと、私なりに試算してみましたが、10億円を超えていることとなります。それ以上だと思いません。小規模農家でもこれだけ頑張っていることとなります。小規模農家だからできる。細かいところまで見守りながら地域を守っていける。小規模農家へも十分な支援が必要ではないかというふうに思います。大型農家支援の農地集積、大区画化、スマート農業だけでは、農業は守れないと思います。農業の大規模化だけでは荒廃していく農地は増えてまいります。農地は守れないのが現状です。先ほども述べられたように、小規模農家も支援すると聞いておりますが、このことについて、農地が荒れてきておる状況をどのようにお考えでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(児玉 隆君) 農地の集積や大区画化、スマート農業の導入については、効率的な生産を可能にする一方で、多くの条件不利地を抱える本市におい

てはカバーし切れない農地や、小規模農家の課題解決にはつながらない点があるというふうに認識をしております。小規模農家であっても、意欲ある農家に対しましては、経営規模の大小を問わず活用していただける単市事業や、トレッタみよしなどの直売施設、学校給食への提供において、小規模農家ならではの少量多品目生産を生かした販売を支援してきたところでございます。また、今年度からは、畦畔の草刈り作業の省力化を図るため、法面草刈機の導入を支援するラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業を開始したところであり、来年度からは新たな支援策として、物価高騰により農業機械の更新が困難となる小規模水稻農家を支援するため、小規模水稻生産者機械購入支援事業の実施を予定しているところでございます。

農業の大規模化だけで農地を守ることは、本市のような中山間地域においては困難であるため、令和6年度に各地域で作成しました地域計画の見直し、ブラッシュアップを進め、地域ごとの話し合いに基づき、大規模経営体が効率的に耕作するエリア、小規模農家や地域組織が共同で維持するエリアを明確にするなど、地域全体で農地を守る体制の構築を図るとともに、草刈りや防除といった農作業を受託する支援組織の設立支援についても検討を進めるなど、大小の規模にかかわらず、多様な担い手の育成に取り組んでいくよう考えているところでございます。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) 先に答弁されたんですけど、来年度の当初予算、担い手育成・強化事業に3,200万円、小規模水稻生産者機械導入支援ということになっておりますが、これは草刈機であるのかどうなのか、そこら辺は具体的に決まっておるんなら答弁していただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(児玉 隆君) 先ほど答弁させていただいた小規模水稻生産者の機械購入支援事業で言いますと、特に小規模農家において農業用機械の更新を機に離農される場合が多く、物価高も著しいことから、継続して本市の基幹作物である水稻を生産していただくために、農業用機械の導入に要する費用に対し補助をしようとするものでございます。補助対象者につきましては、登記面積で30アール以上5ヘクタール未満ということで、令和7年度の水稲栽培面積を現況面積というふうに考えまして、3年以内に現況面積から10%栽培面積を拡大すること、また、地域計画に地域内の農業を担う者として位置づけられていることを条件というふうに考えております。補助率につきましては、機械等の導入経費の10分の1以内で、上限は30万円というふうに考えているところでございます。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番（伊藤芳則君） やっとそこまで進めていただいたのかというふうに思います。引き続きそれは進めていただきたいとは思いますが、しっかりと農業が守れるためには何が必要かというふうに私は思います。機械を導入するだけでなく、市独自の農家を守る支援が必要ではないかと考えます。そういう考えはないのでしょうか。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 児玉部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（児玉 隆君） このたびの新たに導入する支援策だけで小規模農家の方や家族経営の実情に即した持続可能な支援とはならないというふうに考えているところでございます。現在策定を進めております第3期三次市農業振興プランにおいては、先ほども言いましたけども、草刈りや防除等の農作業を受託する支援組織や事業者等の設立支援についても、先進地の調査研究を進めることとしておりまして、小規模農家の作業負担の軽減、経営の効率化を図っていききたいというふうに考えております。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） 効率化はいいんですけども、実は農家の所得補償、価格保障についてぜひとも検討していただきたいわけですけども、農家を守る体制をつくる必要があるのではないかと思います。三次の農業生産を守り、持続発展させるためには、市独自に価格保障や所得補償で農家を守る体制をつくる必要があるのではないかと思います。政府はなかなかそこには進んでくれません。独自に三次市として基幹産業である農業を守る独自の農業施策を考えていくことが必要ではないかというふうに思いますが、そこら辺の所見を伺いたいと思います。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 児玉部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（児玉 隆君） 農家の方を守るということで、主には収入保障ということになるかというふうに考えておりますけども、現在は国の制度として、米価下落による農業収入の減少による経営の影響を緩和するための米や畑作物の収入減少の影響緩和対策（ナラシ対策）や、米を始めとする全品目を対象に収入の減少を補填する収入保険制度などのセーフティーネットもあるため、市独自の補助というのは現在考えておりません。また、こういった制度を活用できない全ての農家に対して市が補助することは困難であるというふうにも考えておりまして、そういった農家も対象とした支援制度の創設については、国に要望していききたいというふうに考えております。

また、国においては、令和8年4月から、合理的な価格の形成に向け、米を始めとする指定品目のコスト指標を公表することとしており、今後、生産コストに見合った適正な買取り価格が実現することで、生産意欲や農業所得の向上、さらには地域農業の持続発展につながってい

くものと考えております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) なかなかそこには行き着かないというふうに思いますが、今の国の政策では農業は守っていけないというふうに私は思っております。農家はもう限界まで来ています。先ほども言いましたけども、本当に限界の状態です。高齢化でもうやっていけないというのが現状ではないでしょうか。

昨年の3月30日だったと思います。令和の百姓一揆を東京で取り組まれました。今年の3月29日にも令和の百姓一揆、東京で計画しております。広島県でも昨年の11月24日に広島市でトラクター、軽トラのデモを行いました。私も参加いたしました。3月29日に東京に呼応して広島県でも何か取り組もうという計画を今進めておるところです。農家の全人口1%にも満たないんです。日本の食を守るために、農家が声を上げなければなりません。また、消費者も米価高騰で困っておられます。農家が生産を続けられる、また、消費者へ安全・安心に供給できる価格保障ということが必要ではないかというふうに思います。3月29日、再び声を上げていきますと申しまして、次の質問に移りたいと思います。

次は国民健康保険税について質問をいたします。来年度も国保税の負担が増えることとなります。連続値上げで来ておると思いますが、年収380万円4人家族の方で3万5,880円の負担増になると試算されております。保険料は56万9,479円です。年収で見たら、15%に相当する金額です。年収120万円2人で7割軽減の方でも3万9,857円と試算されております。各家庭で算定することになり、影響を回避できるのか、大変疑問になってきております。市民の負担を減らすために、市として何か対策はないのか聞きたいところですが、影響を回避することができたとして報告をされました。どこがどのように回避されたのか。回避でなく、これはもう負担増でしかないのではないかと思います、その辺の所見をお伺いします。

(市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松本市民部長。

[市民部長 松本英嗣君 登壇]

○市民部長(松本英嗣君) 国民健康保険税率の改定については、令和12年度に県内の完全統一することを想定し、それまでに県の標準税率に合わせていくこととしております。本市の国民健康保険特別会計の財政調整基金の保有残高は枯渇しており、保険税率の抑制に活用することは困難な状況です。そのため、今年度は一般会計から繰り入れることを想定しており、被保険者の応分の税負担は避けられないと認識をしております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) そうやって毎年毎年値上げをしてきたわけですけども、本当に今困ってお

るのは、これも先ほどの農家じゃないですけども、本当に限界まで来ておられます。そういう負担増加することで支払いができなくなる、また、払いたいけど払いたくないという方も出てくることとなります。本当に限界です。昨年度の滞納者数見ましたら、502世帯であったと聞いております。毎年値上がりしているため、支払い困難者や滞納者が増加することになるのではないかと考えますが、そこら辺の対策、また払えない方に対する対応はどのようにされているのか、お聞きします。

(市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松本部長。

[市民部長 松本英嗣君 登壇]

○市民部長(松本英嗣君) 近年の物価高、物価高騰の影響により、国民健康保険税の滞納者数につきましては、議員おっしゃいますように微増しております。納付困難な方につきましては、納付相談を頂き、収支等の状況を聞き取る中で、双方合意の下、月割による分割納付誓約、こういったものを交わしていただき、納付を頂いている状況でございます。引き続き、納期内納付の推進を図るとともに、随時納付相談を受け付けて、早期の滞納解消等にも努めてまいりたいというふうに考えております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) いつも同じ答弁ばかりなんですけども、本当に支払いができない方いうのが出てくると思います。ということで、私いつも考えるのは、今、9分割で年間払っておるのが現状ですね。12分割にはできないのだろうかというふうに思います。年収380万円の人であるならば、9回で払えば6万3,000幾らですけど、12回にすれば4万7,000円ということになる。4月、5月、6月は負担がなくなりますが、毎月必要経費として支払うことができるのではないかとこのように思います。そういう対応はできないのか、まずお伺いします。

(市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松本部長。

[市民部長 松本英嗣君 登壇]

○市民部長(松本英嗣君) 先ほど御提案がございました12分割での支払い、国民健康保険税の支払いということですけども、まず、現在も申告を受け付けておりますけども、申告を受け、所得が確定し、その後、国民健康保険税が確定するものでございます。どうしても所得が確定して国税が確定するということになりますと、7月がスタートという形になってまいります。こちらのほうに基づいて、条例で規定をさせていただいております。12回での納付につきましては、議員御提案のありましたとおり、各期での納付額というのは少なくなってきましたけども、会計年度を越えたりすることも考えられますので、困難であるというふうに考えております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） 困難というのがよく分からないんですけども、4、5、6月までに払ってもらえればいいんじゃないかというふうに思うんです。それはどういう操作でもできるんじゃないかというふうに思いますが、そういう考えは、もう決まりだからそうなんかもかもしれませんが、考えていただきたいというふうに思います。

それでは、逆のことを質問します、一括払いをした場合、せめて割引とか、そういうことは制度としてできないのですか。手数料分だけでも、9枚分の手数料が1回で済むということになる。額にすれば僅かですけども、そういう手だても打つことが必要ではないかというふうに私は思うんですが、そういう考えはないでしょうか。

（市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松本部長。

〔市民部長 松本英嗣君 登壇〕

○市民部長（松本英嗣君） 現在、本市の税の納付方法につきましては、金融機関、コンビニエンスストアでの納付書払い、それからスマートフォンを使用した納付、口座振替、ウェブクレジットによる支払いなど大きく6種類の納付方法で行っております。一括払いによる納付手数料の割引につきましては、それぞれの納付方法に係る手数料が異なっていること、また、所得の高い方ほど恩恵を受けやすくなるという不公平感、こちらも生じてまいります。したがって、税の公平の観点からも適切でないことから、導入すべきでないというふうに考えております。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） 公平でないということでございますが、以前、固定資産税を一括で払ったら割引というのがあったと思いますが、それも公平でないからということで、なくなったんですかね。そういうふうに思いよると、やっぱり手数料というのは、全然関係ないところへ手数料として出すわけですから、その分だけでも安くならんかなというのが私の考え方なんですが、そういう考えは難しいんですか。

（市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松本部長。

〔市民部長 松本英嗣君 登壇〕

○市民部長（松本英嗣君） 繰り返しの答弁になるんですけども、手数料の割引については、やはりそれぞれの納付方法で手数料が違っております。そういったところで、それを対応していくのは非常に困難であると。それから、所得の高い方ほどやっぱり一括納付ができるということで、恩恵が受けやすいということもありますので、対応するようには考えておりません。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） 所得が高いほど恩恵が受けやすいというのも疑問が残るところですが、考えられないというのなら、何か軽減することを考えていただかないと、値上げばかりが続くということになりかねないと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。小規模特認校についてお伺いいたします。その前に、公立小・中学校の適正規模・適正配置に基づき、多くの自治体で統廃合の根拠としているのではないのでしょうか。とりわけ複式学級は統廃合が進められています。また、公共施設等総合管理計画に基づき、学校の統廃合が進められています。

まずこのことを申した上で質問に入りますが、再配置計画について、どのような内容の小規模特認校をつくらうとしているのか。最も地域住民の意見を聞いていくべきではないでしょうか。特認校の説明の中に、大きな集団での生活・学習になじみにくい児童とか、入校検討委員会で入学、転入が適当であると判断される児童とかということになっております。このまま進めていくのであるならば、どの地域でもこの条件で受け入れられることはないのではないかと、いうふうに思いますが、そういう考えはないのでしょうか。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇教育部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 小規模特認校の設置につきましては、策定委員会の中でも、学びの選択肢の広がりとして、多様なニーズ、希望に応じる学校として導入を検討するように御意見も頂き、基本方針にも盛り込んだところでございます。本市がつくる小規模特認校の内容につきましては、令和7年9月26日の全員協議会での基本的な考え方、枠組みについて説明したとおりでございます。本市が導入しようとしております小規模特認校は、市全体で全ての児童生徒にとって魅力ある教育環境とすることを目的に、どの地域の子供にも集団活動が可能となるよう、学校を再配置することを基本としつつ、大きな集団での生活や学習になじみにくい児童を対象に、地域資源を生かし、地域との交流を大切にしながら、少人数で特色ある教育活動を展開する学びの環境を選択できるように設置するものでございます。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） 小規模特認校にしたいという学校、まだ統廃合に対象にはなっていないところの学校などからも声が上がって、うちも小規模特認校にしたいという意見も上がってきております。小規模特認校についての説明がどれだけどの地域でされたのか大変疑問なんですけども、小規模な学校や地域を含めて、全市的な、やっぱりこれはどんな小規模特認校にするのか、どこに小規模特認校を設置するのかということを全市的で話し合いをすべきではないかと思いますが、そういう考えはもうないのでしょうか。今の予定でいけば河内小学校ということになるんですけども、その辺はどのように考えられるんですか。もうそれで進めていくんですか。お

聞きします。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長(宮脇有子君) 小規模特認校の設置につきましては、設置場所につきましては、全員協議会でもお示しいたしましたように、新しく建てるということは考えておりませんで、既存または閉校となった学校を使用すること、施設の状態や地域の御理解等を含めて選定をしていくということになっております。現時点では、教育長も前申しましたように、時期のほうは判断していく必要があるというふうには考えております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) 本当にもうちょっと真剣に考えていただきたいというふうに思うんですけども、全市的に児童や親、住民、教職員の方も含めて、教育委員会も加わって、みんなで話し合っ、納得のできる方向でみんながつくり上げていくのが民主主義の手続ではないでしょうか。教育委員会だけが一方的に結論ありきで再配置、統廃合を進めていくことは、地域住民が納得する形にはならないのではないのでしょうか。再配置後の地域と学校との連携はうまくいくかどうかと思います。そのため、今後は学校の再配置計画、また小規模特認校は住民を交えて進めていくことが必要ではないかというふうに思いますが、そういうもう考えはないんですね。教育委員会としてはもうこれでいくんですという方向でしか考えつかないんですか。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長(宮脇有子君) 基本方針においても、学校再配置につきましては、保護者や地域の理解と協力を得て進めると明記しております。保護者を始め、地域の皆さんを対象とした説明会も開催しながら、基本方針については御理解が頂けるように努めているところでございます。引き続き保護者や地域の皆さんの御理解と御協力が得られるような協議を進めてまいります。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) 協議、協議って、全然進展がない中での協議を進めてきておるわけですから、それじゃあちょっと話し合いじゃないというふうにしかならないんですが、例えば河内小学校についてお聞きしますけども、2025年9月26日の全員協議会で初めて小規模特認校について示された、その資料が基本的な考え方となっております。先ほども言いましたが、大きな集団での生活・学習になじみにくい児童というふうになっております。このことについて協議を重ねてきたわけですけども、歩み寄りが見られなかったと判断して、考える会、まちづくり連合

会保護者としては受け入れられないということで2月4日に通知をいたしております。なぜ拒否しているのか。今後はどのように小規模特認校の設置を進めていくのか。また、河内地区が求める小規模特認校の内容を変更することが必要ではないかと思いますが、このまま設置に向けて進めていくのか、伺いたいと思います。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長(宮脇有子君) 御指摘のとおり、河内地区におきましては要望も頂いておりましたが、9月26日の全員協議会で基本的な考え方をお示しして以降、協議のほうもさせていただきましたが、現状においては小規模特認校の設置については難しいと判断され、受け入れない旨の文書を頂いたところでございます。大きな集団での生活・学習になじみにくい生徒というところを何とか削除してほしいというようなことが多く御意見でございましたけれども、先ほど申し上げましたように、本市が設置しようとしております小規模特認校は、全市全ての児童生徒にとって魅力ある教育環境とすることを目的に、どの地域の子供にも集団活動が可能となるよう、学校を再配置することを基本としつつ、大きな集団での生活や学習になじみにくい児童を対象に、地域資源を生かし、地域との交流を大切にしながら、少人数で特色ある教育活動を展開する学びの環境を選択するように設置するものでございます。このところはやはりお互いに歩み寄れなかった部分であろうかというふうに思っております。

今後の進め方でございますけれども、施設の状況といたしましては、12月の市議会の全員協議会でお示しいたしましたように、現状については、具体的な設置場所についての見通しは立っていないところでございます。教育委員会といたしましては、9月の全員協議会でお示した基本的な考え方や枠組みに基づきまして、先般設置いたしました三次市立学びの多様化学校等の設置に関する検討委員会での御意見も頂きながら、導入についての検討を継続してまいりたいというふうに考えております。しかしながら、現在、場所については見通しが立っておりませんので、開設時期を含めた見直しは必要であると考えております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) いつも同じことを言われるんですけど、大きな集団での生活・学習になじみにくい児童、こういう人たちがばかりを、例えば河内小学校になったとして、集めた場合、地域との協力が果たしてできるのかというのが今大変疑問に思うところなんです。地元の子もいるからこそ、そこでみんなで切磋琢磨できるんじゃないかというふうに思います。ということで、どうも納得いかないんですけど、なぜ河内小学校が拒否しているのか、教育委員会として検討されましたか。自然豊かな環境の中で、地域の皆さんも参加し、少人数だからできる学校をつくってきたのが河内小学校です。先生も一人一人の児童と向き合えることで、学力の向上や個性を生かして能力の向上につながってきました。小規模校を選択して通わせている保護

者の方もおられます。だからこそ、地元の子も含めて、小規模特認校として設置することが必要ではないかと思います。小規模特認校を選択して通わせている児童はどうすればいいんですか。どのように考えておられるのか、そのことをまずお聞きします。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長(宮脇有子君) 先ほども申しましたように、小規模特認校だけではなくて、そもそも今回の在り方の基本方針が、子供たちの魅力ある教育環境をするためには一定程度の集団を必要とするということで、各学校を10人程度になるようにというようなことが、あと複式学級の解消ということが小学校については主なポイントでございます。したがって、先ほどおっしゃいましたように、河内地区の皆様方にはこれまでも大変子供たちのために様々な事業をしていただいておりますし、感謝を申し上げます。しかしながら、今の子供の環境のためには、どうしても一定程度の規模が必要だというふうに考えて、このたびの在り方のほうをつくらせていただいております。

しかしながら、それぞれの校区の地域資源でありますとか、魅力につきましては、現在、コア・カリキュラムという、小・中学校で必要な地域の魅力を生かした授業のためのカリキュラムをつくっております。この編成に当たりましては、これまで培ってまいりました地域の皆様とのつながりや、歴史、文化などの教材を大切にしつつ、再配置による校区の広がりをもメリットとして、これまでの校区の魅力を取り入れてまいりたいというふうに考えております。また、コミュニティ・スクールを活用いたしましても、児童生徒への関わり方もお願いをしたいと思います。学校がなくなったとしても、地域にそれぞれの子供たちは住んでおります。学校の有無にかかわらず、地域の皆様方にはこれまでのつながりを大事に、引き続き地域の子供たちを育み、誇りや魅力を伝えるようなことを共に担っていただければと思っております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) 何で小規模特認校が学びの多様な学校みたいになるのかがちょっと理解できないんですけども、地元の子もいる、いろんな子供がおるからこそ、それが成り立ってくるんじゃないかというふうに思うんですけども、その考え方をちょっと変えてほしいというのが私の考えです。子供たちは地元の子や他の地域からやってきた子供ともすぐに友達になれるんじゃないかと思います。これは子供の能力であるんかというふうに私は思います。小規模校だからこそできるという、そういう学校だからこそ、子供たちは成長していけるのではないのでしょうか。不登校の児童を隔離してしまうような学校ではいけないと思います。これでいいのですか。子供たち自身で解決できる方法もあるのではないですか。なじみにくい子供さんばかり集まっても、なかなかそこでは子供自身の中での解決はできないと思います。それにまた地域の方が関わって、学校が成り立ってきておるということを私は思っております。そ

ういう考え方で見たときに、そういう考えで教育委員会は考えていないのかということについてももう一度お聞きしますが、どのように考えておられるのか、お聞きします。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長(宮脇有子君) 多様化学校の違いでございますけれども、学びの多様化学校は、不登校状態または不登校傾向が見られる児童生徒を対象とするということとしております。本市が設置を予定しております小規模特認校は、登校している状態であっても、大きな集団での生活や学習に不安やいづらさを感じている生徒や、少人数での生活・学びのほうが自分を表現できたり力を発揮しやすいと感じる生徒、また、周りの友達と生活や学習のペースが異なるなどで困り感を感じている生徒などを幅広く想定しております。こうした児童は学びの多様化学校の対象ということではございませんので、本市の小規模特認校は、社会的自立に向けた成長過程の中で、少人数であれば学びが可能となる児童一人一人に応じた教育を展開できる学校として想定しております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) 同じようなことを言っておられるんですけど、本当に理解できないんですが、小規模特認校として、今おる子供たちも含めて小規模特認校で残すということができない理由は何ですか。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長(宮脇有子君) 繰り返しになりますけれども、本市が設置しようとしております小規模特認校は、地域に学校を残すというために設置しているものではございません。市全体全ての児童生徒にとって魅力ある教育環境とすることを目的に、どの地域の子供にも集団活動が可能となるよう学校を再配置することを基本としつつ、大きな集団での生活や学習になじみにくい児童を対象に、地域資源を生かし、地域との交流を大切にしながら、少人数で特色ある教育活動を展開する学びの環境を選択できるように設置するものでございます。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) 同じ答弁のような、地域との連携が果たしてそれで対応できるのかというのを大変疑問に思います。そういう話が地元の方、河内の方に聞いたら、そんなんもう知らんよというような意見も出てきますよ。地元の子が誰もおらんから、全然知らん子が来て、そこらで遊んでおるといふうにしか思えないじゃないですか。そういう学校じゃなくて、地

元の子もいて、できるというのが大事なんじゃないんですか。

最初にも言いましたが、これは河内小学校の問題だけじゃないんです。いろんな学校もいづれは小規模校統廃合の対象になってくると思います。うちも残したいって思ったときには、もう河内小学校ができてしまっていたら、もうそれで終わりなんですか。だから、小規模特認校として残すというのは、そういう意味がどうしても必要じゃないかというふうに思います。だから、全市的な議論をそこにすべきじゃないかというふうに思うんです。なかなかよその人はそこらまで考えておられないし、説明もしっかり受けておられませんから、というふうに思うんですが、そういう考え方自体は教育委員会にはないのですか。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長(宮脇有子君) 学校再配置を含めました三次市立小中学校のあり方に関する基本方針につきましては、まずその内容について知っていただくということで御説明もしておるところでございます。これにつきましては、令和6年度に様々な立場の方で構成する策定委員会を設定し、素案をまとめていただいております。素案の段階でパブリックコメントや説明会等でも御意見を頂いております。この方針を基に説明会を継続し、意見交換や協議を今重ねておるところでございます。

(発言する者あり)

○議長(山村恵美子君) 静粛にお願いいたします。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) だから、そこで決めたことが全てなんですかというふうに私は思うんです。だから、今、市民の中から、保護者の中からそういう声が上がっておることを聞いてないではないですか。そこでどうしたらいいか、じゃあこういう学校にしていこうという話合いができるべきじゃないですか。一方的な説明会にしかになってないのが今の現状じゃないですか。何度も河内の考える会の人と一緒に参加しましたが、全然進歩がないと。だから、こうやったらこうできるんじゃないかとか、こうやったらこういう学校ができるんじゃないかということ、地域の皆さんの声も聞かなきゃ学校ってうまくいかないと思いますが、これは質問してももう答弁にならないと思うんで言いませんけども、本当に子供たちを守るためには、そういう小学校こそ必要じゃないですかね。そういうことを本当に思うのが今なんですけども、小規模校だからできるのが今の取組になっていくんじゃないかというふうに思います。

来年度、河内小学校に何人か入学者があると聞いておりますので、引き続き河内小学校は続けていくことができるだろうとは思っておるんですけども、河内小学校だけでなく、例えばその先で言えば栗屋とか、栗屋は十日市小学校ができなければ、統合できんのだろうから、先延ばしになっとるわけです。そういうところも含めて考える必要があるんじゃないかというふ

うに思うんですが、答弁してくださいというでも一緒のことしか答えてもらえないので、もうこれ以上言いませんが、本当に子供たちのことを考えるんならば、そこに行き着いてほしいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） 先ほどの伊藤議員の発言につきましては、一部会議録を調査して、不穏当発言、あるいはまた不適當な発言があった場合には善処いたしますので、お願いいたします。

それでは、この際しばらく休憩といたします。再開は13時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前 11時 34分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔2番 鈴木深由希君 登壇〕

○2番（鈴木深由希君） 真正会の鈴木深由希です。議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。大きい項目2点、福祉施策の現状についてと行政の情報提供についてを質問いたします。

大項目1、福祉施策の現状について。中項目1、合理的配慮の提供について。ア、合理的配慮提供の解決策、共有の機会について伺います。昨年12月定例会で同僚議員の本市では合理的な観点から市民に対してどのような取組や支援をされているのかとの質問に、合理的配慮を行うには、障害のある本人と配慮を提供する側が必要な配慮を共有していく、そして共に解決策を導き出すことが大切と考えておりました、今後も状況に応じて対応していきたいと考えていますとの御答弁でした。共に解決策を導き出すことが大切というのは私も思っております。解決策を共有するに当たり、必要な配慮を共有する機会とはどのような場面を想定しておられるのでしょうか。また、解決策を導き出すための方法の検討について、御所見をお伺いいたします。

（福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 菅原福祉保健部長。

〔福祉保健部長 菅原啓子君 登壇〕

○福祉保健部長（菅原啓子君） 誰もが住みやすい環境をつくっていくには、市民それぞれがお互いを理解し、相手の立場になって行動していくことが大切と考えており、あらゆる場面において、その場の状況に応じて対応していく姿勢が大切と考えております。障害の特性により必要な配慮は異なると考えております。その場に応じた合理的配慮を行うには、障害のある本人と配慮を提供する側が障害について理解し、必要な配慮を考え、共有していくことで、共に解決

策を導き出すことができると考えております。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 法制度の整備が進む前には、障害の種別、度合い、困難な状況等が理解されていないまま、当事者不在で物事が決められていました。近年、やっと社会の意識が変わりつつあります。12月定例会の御答弁で、障害者並びに関係団体とのコミュニケーションが不足し、ヒアリングが長く行われていないとお答えになっています。7年もの間なぜ行われなかったのか。何か理由があったのでしょうか。お伺いいたします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長(菅原啓子君) 障害者連合会との意見交換会が停止している理由についてということですね。その前ですか。大変失礼いたしました。障害者並びに関係団体とのコミュニケーション、ヒアリングについてということで、平成30年に三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例案の作成時に、障害者当事者団体との意見交換を行っておりますが、それ以降、条例等に関するヒアリングは行っていない状況でございます。また、その他の意見交換としましては、障害者支援協議会やネットワーク協議会、地域福祉計画策定委員会等において、当事者団体から委員等を選出していただき、御意見を伺うようにしております。

市が行う施策については、当事者の方の意見を伺いながら制度の創設や見直しを行うことが大切と認識しており、委員会等での発言に限らず、当事者団体や関係団体等の御意見を伺う機会は必要であると考えております。現在、令和9年度からの障害者福祉計画の改定に係る事務を進めておりまして、そちらのほうで障害者団体等の意見交換をしてみたいと考えております。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 私の質問は、この7年間なぜ意見交換が行われなかったか、何か事情があったのか、理由をお伺いしました。これまでに、当時の意見交換と申しましても、ろうあ協会さんと難聴者協会さんだけで、障害者団体というのはその団体だけではないんですよね。教育民生常任委員会ですべての市内にあります団体に来ていただいて、意見交換を常任委員会としてしたことはあります。そのときに、それぞれの団体の方が初めて議会とこうして意見を交わさせてもらったと感激しておられました。それ以上その意見交換会は続けることはできておりません。また、先ほどお答えをしようとしてくださった障害者連合会というの、ずっと毎年のように意見交換、要望活動をしておられましたが、どうもしばらく停止していると聞いてい

ます。これも何か事情があるのでしょうか。理由をお答えください。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長(菅原啓子君) 以前は年に一度、障害者連合会からの要望書等が提出され、その際、意見交換をさせていただいておりました。コロナ禍におきまして、面談等による意見交換が難しくなり、それ以降、意見交換が行われていない状況でございます。障害者連合会は、現在、三次市身体障害者協会として活動されており、障害者支援協議会や地域福祉計画策定委員会等に委員等を選出していただき、御意見を伺っているところでございます。当事者団体の意見交換等は、当事者の方々の御意見を伺う貴重な機会と認識しております。障害者福祉計画の見直しに伴い、関係団体の御意見等も伺うように現在計画をしております。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 計画はされているということですので、今後の動きを注目したいと思います。

イのヘルプマーク他の周知、啓発状況についてお伺いいたします。モニター表示をお願いします。障害者のための国際シンボルマークにて、国内で利用されているマーク9点が3段にわたって並んでいます。上段左から、車椅子が描かれているマークと白杖を持って歩く人のマークは世界共通のシンボルマークで、障害者、視覚障害者が安全に利用できる建物、施設であることを表しています。犬のマークはほじょ犬と書いてありますが、身体障害者補助犬、盲導犬、介助犬、聴導犬啓発のためのマークであります。赤地に白い十字とハートのマークは、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプマークです。これは12月定例会でも同僚議員の質問で、三次市の窓口で昨年度は40件余り配布されているということで、かなり浸透してきているようです。人型の胸にハートとプラスが重なっているのは、身体内部に障害がある人を表しています。中段左の青地に四つ葉のクローバーは、免許に条件を付されている肢体不自由の方が車に表示するマークで、努力義務です。緑地に黄色のチョウは、免許に条件を付されている聴覚障害者が車に表示するマークで、義務づけられています。円の中に握手したマークは、あまり見慣れないかとは思いますが、障害者雇用支援マークで、企業側と障害者の橋渡しになることを願うマークです。協会があります。耳マークは皆さん結構なじみがあるのではないかと思います。聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマークです。三次市では市役所窓口、それぞれの窓口、中央病院受付等に筆談器と一緒に表示してあります。下段左、視覚障害者が白杖を頭上50センチ程度に掲げていたら進んで声をかけて支援しようという運動の普及啓発シンボルマークです。困ったときに白杖を持っている視覚障害者がこうやって助けを求めます。黒い人型の下部に白い十字は、オストメイト、排せつ機能に障害のある人のこと、またオストメイト用設備のマークです。左

右の手をオレンジ色の輪が囲い、動きを表しているのは手話マークです。鉛筆を持った手を矢印がつかないでいるのは筆談のマークです。

これは千葉県八街市のホームページから引用しました。このページに続いて、それぞれのマークの意味の解説が詳細に記載されています。こうした啓発によって、広く皆さんが周知して初めてマークが意味をなしていきます。双方が理解し合って、マークがどんどん普及していくことを願っています。こうしたマークの周知方法について、本市では、障害者並びに社会全般への啓発の具体策について、御所見をお伺いいたします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長(菅原啓子君) 広島県では、外見では分からなくても援助や配慮を必要とされている方のためにヘルプマークを活用する取組があり、市の窓口でも、議員が先ほどおっしゃられました年間約40件の配布を行っているところでございます。障害者に関するマークは障害の種別や掲示する内容によって異なっております。市では、障害者手帳を交付する際、当事者や家族の方へ関連するマーク等の説明を行っています。しかしながら、ヘルプマーク以外の障害者に関するマークは各団体等が作成しており、市からお渡しするものではなく、各自で準備していただくことになっております。

ヘルプマークは周囲の方に配慮が必要なことを知らせることができ、公共交通機関や商業施設等で援助や配慮が必要な場合や、避難時等において支援が必要な場合に配慮やお声かけいただくことにつながっていると考えます。また、自動車等で掲示する車椅子マークは障害者の方が搭乗していることを、青地に白の四つ葉マークは肢体不自由であることを理由に運転免許に条件がある人が車に表示するなど、内容が異なっております。各マークにつきましても、個々に啓発することは難しいですが、広島県のホームページにはマークの名称及び説明等が掲載されておりますので、市のホームページにおきましても、各マークの内容を掲載し、配慮が必要な方が使用するマークであることを多くの方に御理解いただくように、周知啓発に努めてまいります。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) ぜひ、県が主導でヘルプマークも行ってくださっていますけど、市は市として、市民が目にするホームページにぜひぜひ啓発、内容を掲示してください。よろしくお願いたします。

中項目2の障害者自立支援ネットワーク連絡会議の運営について。ア、各部会の設置目的についてお伺いいたします。第3期障害者福祉計画は国の指針に沿って計画されています。障害者自立支援ネットワーク連絡会議の設置時期、設置目的をお伺いいたします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

〔福祉保健部長 菅原啓子君 登壇〕

○福祉保健部長（菅原啓子君） 障害者自立支援ネットワーク連絡会議は平成21年に発足し、相談支援部会、地域生活支援部会、就労支援部会の3部会を設置いたしました。平成28年度からは、支援等の内容について各専門事業所等の意見交換を図るため、療育・発達支援部会と差別解消支援部会を設置し、さらに令和3年度からは医療的ケア児支援部会を設置し、現在6部会となっております。

各部会の設置目的ですが、相談支援部会は、情報交換や支援に当たっての研修等の開催を通して、相談支援専門員の支援の考え方や課題の共有を目的としております。地域生活支援部会は、障害者サービス事業が抱えている課題の協議や事例検討を通して支援の拡大につなげる活動を目標としております。就労支援部会は、就労系サービス事業所間の情報交換等を行い、販路拡大、福祉的就労の周知啓発などの在り方の検討を目的としております。療育・発達支援部会は、主に障害児の療育・発達に係る事業や連携の在り方、発達段階における支援等の情報共有を目的としております。差別解消支援部会は、障害の理解へ向けた取組の実施や情報共有、部会内の各事業所や団体の活動内容の共有を通して合理的配慮や差別解消へ向けた啓発等を図ることを目的としています。医療的ケア児支援部会は、医療的ケア児の支援に係る地域課題や対応について、行政や関係機関の意見交換や情報共有を行うことを目的としております。

（2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔2番 鈴木深由希君 登壇〕

○2番（鈴木深由希君） 6つの部会について丁寧に御説明ありがとうございました。ぜひ皆さんと、こういった部会が設置されていて、日々協議を重ね、福祉について推進していらっしゃるということを共有したかったので、ありがたかったです。この各部会の開催ペースですけど、それぞれ部会の特性によって異なっているとは思いますが。開催目的が今のペースで果たされていますでしょうか。また、例えば差別解消支援部会ではどのような取組が行われていますでしょうか。1つでいいです。お伺いいたします。

（福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 菅原部長。

〔福祉保健部長 菅原啓子君 登壇〕

○福祉保健部長（菅原啓子君） 各部会で開催回数は異なりますが、相談支援部会はおおむね毎月、地域生活支援部会は年3、4回、就労支援部会は年5、6回、療育・発達支援部会はおおむね2か月に1回、差別解消支援部会、医療的ケア児支援部会は年4回開催されております。各部会は相談内容の複雑化、複合化に対応しながら、それぞれの専門分野を生かした課題解決に向けた調整を行い、事業所間の連携強化を図っており、障害者の地域生活を支える体制づくりに向けて、それぞれの役割を果たすよう活動していると考えております。

差別解消支援部会の取組でございますが、構成している各事業所や団体の取組や活動内容の

共有、障害の理解へ向けた啓発等の取組の実施を行っております。会議以外の取組としましては、障害者の差別解消、合理的配慮の出張講座や、社会福祉協議会と連携した福祉教育への参加、異なる障害の事業所間の交流を通じた相互理解の取組が行われているところでございます。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 差別解消部会が設置されたときに、合理的配慮の認識をいかに市民に啓発するか、協議が進められました。市民の目に触れる機会の多い市広報へ、障害を知り共に生きるをテーマに、市内在住の絵本作家、行政豊彦さんのイラストで分かりやすい記事が掲載されました。シリーズ化して、少しずつ理解が深まることにつながると期待していましたが、2020年2月号、3月号、4月号、3回のみで終わっています。当時の状況は分かりかねますが、継続は力なりと申します。続けられなかったのが残念に思っています。市広報の大きいページを結構取ってくださったんですけど、小さいページでいいので、ちょこちょこちょこちょこ、細かく数を重ねてこういう発信をすると、だんだんと見る目が増えてきて、先ほどのマークのこともそうなんですけど、その都度いろんなテーマがあると思うんです。私たちの知らない障害者のお困り事とか、こういうマークのこととか、大きいスペースでなくていいので、市広報にコーナーできて、こういうテーマが皆さんに浸透すればいいかなと、ちょっと付け加えさせてください。

本市と部会との役割分担についてなんですけど、策定体系のフローチャートに連携体制が明記されてあって、市は部会との協議連携というものをどのように図っていますか。お伺いいたします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長(菅原啓子君) 健康推進課と障害者支援センターが事務局である医療的ケア児部会のほかに、社会福祉課、障害者支援センターが事務局を担っている5部会の会議を現在開催しておりますが、事務局では毎月、事務局会を開催して、各部会の活動内容の確認等を行っております。また、必要に応じて6部会の部会長の会議や合同研修会を開催して、部会の枠を超えた協議や交流を行っております。各部会だけでは解決できない課題も多いことから、事務局会や6部会の部会長の会議、合同研修会を通して、ネットワーク構成員全体で課題を共有し、各部会の活動へフィードバックさせることで、課題解決へ向けた今後の活動に生かしていただくように取組を進めているところでございます。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) それぞれがしっかりと部会を設けて活動されていましたが、やはり横の

連携は大事ですよ、つながっていますからね。そこがしっかり図られているということで安心しました。以前は会議の中で参加の方々が発言したことがなかなか届かない、行政に届いていないという、ちょっと残念な意見も届いていましたけど、今聞いておりますと、本来の目的を果たすために、しっかりと縦横連携を取って研さんしていただいているということなので安心しました。

中項目3の意思疎通の方法についてに入ります。アの手話通訳者、会計年度任用職員募集について伺います。このたび次年度の会計年度職員募集で手話通訳者の募集がありました。現在の手話通訳者の配置状況と募集人数をお伺いいたします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長(菅原啓子君) 現在、市の手話通訳者は社会福祉課へ1名配置しております。令和8年度におきましても、今年度同様、1名の配置を予定しております、募集は既に終了しておるところです。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 現在お一人で、無事確保できたのだと思うんですけど、窓口にいっちゃって、窓口対応もちろん大事なんですけど、聾啞者からの派遣依頼とか、土日、夜の行事等の派遣とか、そういったところで勤務体系に無理はないのか、ちょっと気になっています。難聴者への支援は筆談器や音声文字変換のアプリ等を使用してくださっているので、有識者でなくても対応は可能です。窓口でのコミュニケーションは改善されていると聞いております。しかし、手話は特別な言語で、聾啞者がコミュニケーションを取るときには不可欠であります。大事な手続等で不備が生じないようにするためには、手話通訳者が庁内に待機していることが望ましいと思います。県北で有資格者の確保は困難とお聞きしています。育成もされていますが、絶対数が足りていません。いま一度、手話通訳者の確保について、常勤でもなく、臨時での依頼ができるとか、そういった体制のことをどのようにお考えか、御所見をお伺いいたします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長(菅原啓子君) 市役所で現在雇用している1名につきましては、先ほども申しました社会福祉課へ配属しております。手話での通訳が必要な方が来庁された場合、社会福祉課から窓口等へ伺い、手話通訳をすることで相談や手続等のお手伝いをさせていただいているところなんです。これまで通訳が必要な場面での対応はできておまして、市の窓口の手話通訳者は足りていると考えておるところです。また、現在、市内に5名の手話通訳者がおられると把握

しております。内訳は、市の先ほども申しました会計年度任用職員1名、それに加えて、県の相談員が1名、その他民間で働きながら通訳をされている方が3名となっております。社会福祉協議会のほうで手話通訳者の派遣事業をしておりますが、令和6年度の実績は44件の派遣がございました。様々な行事に派遣要請ございますが、これも現行の人数で対応いただいているという今現在の状況です。

先ほども議員申されました手話通訳者につきましては、なかなか取得が困難な状況というのを把握しております。現在、市からも社会福祉協議会が手話奉仕員の養成講座を委託して講座を開催をさせていただいてまして、令和6年度は24名の受講があつて、そのうち11名が修了されております。手話通訳者になるためには、その受講を修了されて、また手話通訳者養成講座受講資格試験を受けて合格された方が、また広島県の手話通訳者養成研修を2年間受講し、手話通訳者養成受講資格試験に合格された方が活動できると伺っておりまして、合格率が非常に低いと伺っておるところです。市としましては、手話講座の開催などを通じまして、引き続き手話通訳者の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 本当に厳しい試験を合格されて今活動されているそうです。確かに聾啞者の皆さんにとって誤った情報が伝わるというのは大変なことですね。だから、そこは厳しくされているんだと思いますけど、それを乗り越えて、多くの手話通訳者が育成されることを望みます。少人数に優しい、少数派に優しい取組を引き続きよろしくお願いいたします。

イの手話普及の環境整備について伺います。手話を子供の頃から身近で使う機会があれば、普及につながるのではないかと提案させていただきます。挨拶、自己紹介等、日常的な手話を学校で交わす機会、例えば朝の会、帰りの会などで習慣的に行われるとよいのではないかと考えます。御所見をお伺いいたします。

(教育部次長 豊田庄吾君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 豊田教育部次長。

[教育部次長 豊田庄吾君 登壇]

○教育部次長(豊田庄吾君) 学校現場における手話普及の環境整備についてお答えします。小・中学校における手話の普及及び学習環境の整備については、共生社会の実現という観点から重要な取組であると認識しております。現行の学習指導要領におきましては、障害のある児童生徒との交流及び協働学習の推進や、多様なコミュニケーション手段への理解と重要性が示されております。また、合理的配慮の観点からも、必要に応じて手話等を活用することが想定されております。本市におきましても、道徳科や総合的な学習の時間などを活用し、多様性の理解や福祉教育の視点から手話に触れる機会を設けることは有効であると考えております。実際に市内の小中学校では、高校生が児童に手話を教える機会を設けた例もございます。今後も引き続き、誰もが互いを尊重し合える共生社会の実現に向け、適切に対応してまいります。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 子供たちが手話で表現する姿を想像するとわくわくします。なかなか教育現場で、特に市内の学校全部を統一してというのは難しいかと思いますが、少しでも取り組んでみようかという学校があれば、試してみてください。子供の表現力も豊かになると聞いております。児童生徒の中から手話通訳者が生まれることも期待するところであります。

ウの知的障害者、発達障害者とのコミュニケーションについてお伺いいたします。自分から意思表示をする力の弱い知的障害者、発達障害者が誤解により事件に巻き込まれることがあります。社会の人々の無理解が要因で傷ついている現状があります。こうしたケースの場合、解決に至るにはかなりの時間を要すること、家族含めて日常生活に支障を来すこともあります。まず、子供の頃から障害の特性を理解して、受容できるような教育、指導が大切だと思います。先ほどの御答弁で、いろいろな共生社会の実現をめざした実践的な教育が行われているというのも伺いましたが、もう一度御所見をお伺いいたします。

(教育部次長 豊田庄吾君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 豊田次長。

[教育部次長 豊田庄吾君 登壇]

○教育部次長(豊田庄吾君) 知的障害や発達障害のある方が、その特性への理解不足や誤解により、結果として不利益を受けたり、事件等に巻き込まれたりする事例があることにつきましては、社会全体として重く受け止めるべき課題であると認識しております。学校における差別解消や人権配慮の取組は、全ての児童生徒にとって大変重要で必要な取組であり、学校教育全体で取り組んでおります。小・中学校におきましては、学習指導要領に基づき、道徳科や総合的な学習の時間、特別活動を通じて、多様性の尊重や思いやりの心を育む教育を推進しております。また、交流及び協働学習の充実を図ることにより、障害の有無にかかわらず、互いを理解し合う態度の育成に努めております。さらに、教職員に対しましては、特別支援教育に関する研修の充実を図り、障害特性への理解を深めるとともに、児童生徒一人一人の実態に応じた適切な指導や支援が行われるよう取り組んでいるところです。今後も関係部署や関係機関と連携しながら市民への理解啓発を進めるとともに、学校教育におきましても、障害理解教育の一層の充実を図り、誰もが安心して生活できる地域社会の実現に努めてまいります。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 発達障害、知的障害の保護者とか当事者が集まるサークルで、学校を子供さんが卒業したお母さんが、うちの子たちと一緒に育った子が社会に出たら、きっとよくなるとおっしゃっていました。学校での教育は本当に大切だと思います。よろしくお願ひします。障害児が学校を卒業して就労したときに、事業所において、個々に異なる障害の特性を理解

した上で就労の支援をすること、仕事上での指導をする取組が必要であります。なかなかじめずに精神を壊す子たちも見てきました。行政として、合理的配慮のみならず、事業所に対してどのような啓発ができていますでしょうか。お伺いたします。

(福祉保健部長 菅原啓子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 菅原部長。

[福祉保健部長 菅原啓子君 登壇]

○福祉保健部長(菅原啓子君) 合理的配慮については、これまでも周知啓発をしてきましたが、事業所への周知につきましては、障害者支援ネットワーク連絡会議の差別解消支援部会へ三次広域商工会、三次商工会議所からも参画していただいていることから、それぞれで必要に応じて周知をお願いしているところでございます。合理的配慮の提供は障害者の特性により内容が異なりますが、負担が重過ぎない範囲で、障害者の求めに応じて対応していくこととなると考えております。その方法や事例等が分からない場合は、市としても助言を行い、誰もが暮らしやすい環境を整えていきたいと考えております。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 日本は平成26年1月20日、国連の障害者権利条約に批准して、141番目の締約国・機関となりました。条約の締結に先立ち、障害者の権利の実現に向けた取組が強化されて、様々な法制度の整備が行われました。国から県に制度の通達、市も遵守して業務に当たっています。障害者手帳の交付、生活用具の利用等の支援、様々な補助制度は施行されています。しかし、市民の日常生活はそれだけで終わってはいません。障害のある方にはできないことを補う支援が必要であります。市民お一人お一人が障害への関心を寄せる、理解を深める機会が身近にある細やかな啓発活動ができるのは、市の独自の条例と聞きます。12月定例会の一般質問で、条例制定の提案について、本市は条例制定の予定はないとの御答弁でした。改めてお尋ねいたします。市長のお考えなのでしょうか。いま一度、条例制定の意味、必要性をお考えいただけませんかでしょうか。社会全般で動きが広がっています。御所見をお伺いたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) これまでの一般質問でも条例の制定の考え方については御説明をさせていただきましたけれども、手話言語や情報アクセシビリティについては、法律や県条例が定められていると。その内容に沿って事業などに取り組んでいきたいというふうに考えています。手話言語条例と、情報の取得や利用、意思疎通に係る条例を別々に制定されている自治体もありますけれども、本市の場合、法律や県が施行した条例の理念に沿いながら、従来のように事業や施策を行うことで、手話の普及と情報発信の手段の拡充などに取り組んでいきたいというふ

うに考えております。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 県の条例にあるのは県の責務であります。担当者並びに様々な有識者が、市は市、町は町、その地域が抱える課題等へ沿ったものも必要でありますとおっしゃっていました。今定例会へ市内9つの障害者団体、支援団体から、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例並びに手話言語に関する条例を別立てで制定することについての請願第1号が上程されています。思いをしっかりと受け止めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) もちろん思いもしっかりと受け止めて、これからそういった施策についても、現場の声や、あるいはいろんな障害者団体の皆さんの御意見も聞きながら、今後進めていくというのが根底にあります。先ほど部長も答弁させていただいたように、やっぱり当事者の意見を聞くというのはこれまでできていなかった年が何年かありますので、そういったことも再開しながら、三次市にとって独自の施策として何が必要なのかということも含めて、今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 7年間止まっていました。これからの期待させてください。しっかりと寄り添ってください。意見を聞いてください。そして、今、市長が2度目お答えくださいました。三次市に必要な施策をしっかりと検討してください。お願いします。

大項目2、行政の情報提供について。1、三次市まち・ゆめ基本条例の検証について。ア、検証結果の反映について伺います。第5回目検証結果が、意見書、市長に提出されました。このたびは市職員、住民自治組織職員、集落支援員、市民、議員にアンケートを実施されました。結果の分析をお伺いいたします。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷地域共創部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) 三次市まち・ゆめ基本条例に関するアンケート調査は、先ほど議員おっしゃったとおり、市民、住民自治組織、市議会議員及び市職員を対象に実施しております。調査内容については、それぞれ浸透度はありますけれども、それぞれの対象によって項目を分けて質問のほうをさせていただきました。

分析結果につきましては、市のホームページで公表しておりますけれども、特に条例の認知度について、市民調査結果は、知っているとか聞いたことがあるという方が38.9%で、令和3年の30.4%から増加しておりますけれども、やはり6割強の市民が知らないという現状もありますので、条例の内容も含め、引き続き周知が必要な状況だというふうに認識しております。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 2か月足らずですので、まだ協議はこれからと思います。今後の取組に期待させてもらって、まず、4年に一度の検証というのは最初に条例が制定されたときに定めておられます。この期間が適切とお考えでしょうか。また、検証委員の選定理由をお伺いいたします。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) まち・ゆめ基本条例が定める検証期間として4年以内は、条例の趣旨である市民参加と協働の促進、施策の継続的な見直しを図る観点から、市や市議会議員の任期や中期計画のサイクルと整合し、中長期の施行効果が評価しやすい期間と言えます。また、行政運営と市民参加のバランスが取りやすいという利点があり、妥当であると考えております。また、過去の運用では、行政チェック市民会議の外部有識者による評価が実施され、成果と課題が具体化している点からも、定期的な検証の枠組みは適切であり、引き続き維持すべきと考えております。

検証委員の選定についてですけれども、検証委員の選定に当たっては、条例に掲げる市民参加や透明性の確保、そして外部による客観的評価を重視する趣旨に沿って、三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会設置要綱第4条の規定に基づきまして、まず、住民自治組織等から選出された者として、住民自治組織、連合会の会長のほか、集落支援員と住民自治組織事務局職員の代表者、次に、公募による応募者、そして最後に、その他市長が必要と認める者として、事業者の代表、市民団体の代表者を選定したものです。市としても、委員の選定に当たっては、条例の趣旨に沿い、検証結果が公平公正に担保されていることが重要であると考えており、まちづくりに関わる立場での検証が可能な委員の選考を行っています。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 4年に一度という期間も、また検証委員の選定理由も正しく行われているということで、安心しました。ただし、毎度せつかく時間を割いて委員の皆様が熱い議論を交わされ、結果を報告してくださるんですけど、そうした委員の皆さんの貴重な時間と御意見をもっと生かさなくてはならないと考えます。市民が周知するための具体的な提案をさせてく

ださい。あまりにも文言が硬いので変えたらという意見もいろいろアンケートの中にあったようですけど、あいづっこ宣言とかというのを視察に行ったことあります。確かに表現しやすい文言とは違って、条例文が並んでおります。しかしながら、その存在すら周知されてない、三十何%がずっと推移しているというのは残念なことです。

職場とか学校で、例えば前文、目標、市民の権利、市民の責務など、機会を決めて音読したり、テープを流したりしてもらおうとか、心理学で言うすり込みですね。そのものに触れる回数が増えることで好意的な感情が高まるという心理的傾向を指す、すり込み効果は有効と考えます。POPを作り、市民の目に留まる場所へあっちこっちです。掲示する。例えばエレベーターの中、バス停等、人々が少しの間とどまる場所などに、きりこちゃんのイラスト等を貼り付けて、ソフトな啓発を試みてはいかがでしょうか。押しつけられると反発心が働きますが、知らず知らずに近くに入ったり、耳に入る、触れることで、意識の中に、私たちの大事な憲法だと、三次市に住んでいる私たちの大事な憲法だ、条例だということを自然と認識していくように、やはり働きかけないと入りません。いいものがあるんですから、これを三次の宝として広めてください。ほかにもいい案があると思いますので、皆さんで知恵を絞ってください。市民から公募してもいいかもしれません。よろしくお願いいたします。

次に、中項目2のA I オンデマンドバスのるーと三次の啓発について。ア、のるーと三次導入の経緯についてお伺いいたします。くるるんの運行見直しから、のるーと三次が検討された経緯をお伺いいたします。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) 市街地循環バスくるるんですけれども、定時定路線かつ運行ルートが一方の運行形態のため、待ち時間や乗車時間が長くなる場合があること、さらには、居住地によっては停留所までの距離が遠い場合もあり、特に高齢者が利用しにくいという課題がありました。市ではこういった課題に対し、待ち時間や乗車時間の短縮、停留所までの移動負担の軽減を図ることによって、地域住民の移動に対する利便性の向上を図るため、くるるんに替えてA I 活用型オンデマンドバスを導入したものです。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 市民からのいろいろな声が届いておりますが、八次、三次、十日市のみの説明会とした理由をお伺いいたします。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) このたびの説明会は、A I オンデマンドバスのるーと三次を12月

1日からの実証運行を開始するに当たり、導入経緯を踏まえ、主な利用対象者となる運行区域内の利用促進を図るため、まずは八次、三次、十日市地区を対象にのるーと三次の運行概要や予約方法について利用説明会を実施しております。いわゆる実証実験が始まるその対象エリアをまずはしっかり知っていただくというところで、最初は3地区に限って説明会を行っておりました。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 対象エリアに絞ったというのは確かな発想だと思うんですけど、この前、三次町へ議員と話そうの会で行ったら、知らなかった、知らなかったという、でも、11月の市の広報なんかにもちゃんと広報はされてたんですけど、三次町の主な、主なと言ったら失礼なんですけど、いろんなお役をしている方々が知らなかった。これはなぜだろうというのはちょっと感じたんですけど、後からお答えをしたんですけど、実は、やはり議員と話そうで私たち議員はいろんな地域へ行かせてもらっております。その担当エリアでないところの人が、何で説明が受けられなかったのか、来なかったのかという質問も多くありました。外から利用することもあるんですね。芸備線、福塩線に来て、今度は三次市内で使いたかったよとか、お友達からそういう利用の仕方もアドバイスされたよというのも聞きました。これから利用促進の啓発をどのように行っていくのかと思います。

積極的に今利用されている方が、御自宅から通勤に利用したんだそうです。そうしたら、朝7分で到着したって、これはいいと思って、帰りに利用したら45分かかったそうです。どうも御本人、積極的に今利用されていて、私が聞いたときで8回、もう10回超えていらっしゃると思うんですけど、どうも9時10時、午前中、4時5時というのは混んでいるんだろう。AIがいろんな予約の入ったところをお客さんを拾って回ってるんで、普通なら短時間でいけるところがぐるっと回ったかなど。また、今、AIに学習させているそうで、運転手さんのルートで、今からしっかりとAIが学習してくることを、利用しやすくなることを願っているんですけど、やはり先ほど申しました周辺部への説明を必要と考えますが、今後の御所見をお伺いいたします。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) 周辺地域の方からも問合せもございましたし、私どもも、中心市街地に限ってはいまですけども、周辺地域から三次駅とか出てこられた方が市内の移動に使っていただきたいという思いで進めております。市内全域に向けての啓発につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、広報みよし11月号に合わせて、のるーと三次の利用ガイドの全戸配布、あと定期的な広報紙への記事の掲載、各支所、コミュニティセンターへの利用ガイドの掲示、ケーブルテレビでの放送、そして市のホームページには市長をモデルに乗り方の動画も掲載を

しております。また、出前講座等により重層的に利用啓発を図っているところです。今後も継続的にのる一と三次に関する情報発信、利用啓発に努めていきたいと考えています。また、地域からの要請を伺って、小規模の集まりやサロンなどの会場にも説明に伺うこととしておりますので、またこれも広報に載せさせていただいて、全市内を対象にそういった啓発活動に努めてまいりたいと思います。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) もう啓発はしっかりしていただきたい。だんだんお友達にいろいろ伝えたりすることで広まると思うんですけど、一番重要なのが今からの質問です。周辺部こそ交通空白地域と呼ばれるところがあります。平成22年には公共交通総合連携計画というのが公表されて、生活交通を確保しますとうたっておられた、もうこの時点で必要だというのは認識されていたんですけど、周辺部こそA I オンデマンド交通が必要であると市民の方が訴えておられます。今後、7月から実際に運行が始まって、実証実験が終わって、運行範囲を拡大するお考えを基に進めていかれるのかどうか、のる一を進めていかれるのかどうか、御所見をお伺いいたします。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) 現在、運行を始めたA I オンデマンドバスは、利用者の要求に応じて運行する交通サービスとなっております。乗り合いを基本としているため、他の利用者の乗降のためにルートを迂回する場合があります。運行区域を広げると、待ち時間や乗降時間が長くなるデメリットや、管理経費の増額などの課題も生じてまいります。現在、のる一と三次はくるるんと並走による平日運行で実証を通じた課題抽出や検証を行っているところです。4月からはくるるんの運行を終了し、週7日の本格運行に移行することから、くるるんの利用者の動向を踏まえ、継続的な課題抽出や検証が必要と考えております。まずは現行の運行区域において安定的な交通サービスを提供する、これを第一に考えて、実施体制の確立を図っていくのが重要であります。現時点では運行エリアの拡大は予定はしておりませんが、利用者の声をいろいろ聞きながら改善のほう図っていく、そういった考えでおります。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 周辺部が置いてきぼりですと皆さん嘆いておられます。市内全域につながる公共交通網の整備をぜひとも頭に置いて、スピーディーに検討を重ねてください。お願いします。

中項目3の住民自治組織との連携について入ります。ア、住民自治組織の役割の見直しにつ

いて伺います。市からの情報が住民自治組織に伝えられていますが、末端まで情報が届いていないという現状があります。いろんな方法で市は発信しています。市民によって情報を取得する手段はそれぞれです。住民自治組織に課された情報伝達について、どこまでを求めておられますか。お伺いいたします。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) 住民自治組織は行政の施策や情報を地域に届ける身近な役割を担っていますので、市の各部署から各住民自治組織に対して地域内への情報提供を依頼することがあります。住民への周知方法は、自治連だよりへの掲載であるとか、広報と一緒に配布するということが考えられます。周知の徹底について責任を問うものではなく、市のいろんな周知方法を補完する役割もありますが、協力を依頼していると、そういった認識でございます。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 市は住民自治組織で取りまとめた要望提出等も求めておられると聞いています。市民はこの仕組みを理解できていないようです。また、時に住民の要望がこぼれて、市へ届いていないままになっていたり、こうしたケースを回避するには、市と住民自治組織の関係性をもう少し検討しなくてはならないのではないかと考えます。御所見をお伺いいたします。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) 地域の課題や困り事などの情報が集まるのが住民自治組織となります。地域の要望があれば、住民の意見を取りまとめ、市へ要望されることがありますけれども、市から要請するものではありません。住民自治組織は市民にとって最も身近なまちづくりの担い手であり、地域の課題解決や住みよい環境づくりを推進する上で重要な役割を担っています。各住民自治組織は地域での役割を十分に理解されており、それぞれの地域の特徴を生かしたまちづくりに取り組まれております。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 地域が見えて、地域のことをよく知っているのが住民自治組織なんですけど、高齢化、役員の成り手不足等、地域ごとに異なりますけど、どこも課題を抱えながら頑張っておられます。解決するには、住民自治組織の役割を、今の協力依頼であったり、自立した住民自治組織の活動を求められておりますが、どうも自治組織の役割を根本的に見直す時

期が来ているのではないかと考えますが、市としての御所見をお伺いいたします。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) 近年、住民自治組織の役員や事務局員の成り手がいないという課題が顕著に見られるようになりました。住民自治組織活動が始まって20年以上が経過していますが、すけれども、人口減少の影響や定年延長などの社会的変化、価値観の多様化など、様々な原因があるものと考えております。この先、住民自治組織を中心とした地域活動を継続していくためには、新たな発想での見直しも必要ではないかと感じています。市からの一方的な提案ではなく、当事者を交えての議論が必要であると考えております。

(2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[2番 鈴木深由希君 登壇]

○2番(鈴木深由希君) 課題が山積しております。先ほどの公共交通網にしても、この住民自治組織にしても、本当早く取りついでみんなで知恵を絞らないと、大変なことになるような気がします。でも、そうはいっても、諦めずに、明るい未来をみんなでつくろうよと、元気を出していけないといけないと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) この際、休憩いたします。再開は14時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 2時 2分——

——再開 午後 2時15分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(山村恵美子君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

○20番(弓掛 元君) 会派三輝会の弓掛元でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして3月定例会一般質問をさせていただきます。今回も民間目線、市民目線、地域目線での立ち位置での質問なり提言提案をさせていただきます。簡潔で分かりやすい答弁をよろしく願いいたします。

それでは、大項目1、三次地区の諸問題その1といたしまして、尾関山公園100周年記念事業の総括についてお伺いいたします。昨年は尾関山公園100周年として様々な事業を行っていただき、大変感謝申し上げたい。特に12月14日、赤穂浪士討ち入りの日の義士行列は、11年ぶりということで、地元も大変盛り上がりました。今回の義士行列は多くの来場者で賑わい、市

内外から高い評価を受けたと聞いておりますが、本市としては今回の行列の意義と成果をどのように評価しておられるのか、まずお伺いいたします。

(建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 濱口建設部長。

[建設部長 濱口 勉君 登壇]

○建設部長(濱口 勉君) 尾関山公園は本市の貴重な歴史文化・景観資源であり、市民の憩いの場として長年親しまれています。本市の総合計画におきましては、ツナガリ人口を拡大していくことで、三次の活力と賑わいを創出することを重要な施策として位置づけています。今回の100周年記念事業では、11年ぶりとなる義士行列を始め、多様な催しを実施し、市内外から多くの来場者を迎えることができました。これにより、尾関山公園の歴史的価値を再認識するとともに、本市の歴史文化の魅力を広く発信する機会となり、交流人口の拡大や地域への愛着醸成に寄与したものと評価しています。また、市民団体や関係団体と連携して事業を実施できたことは、市民主体のまちづくりの推進という観点からも大きな成果であったと考えています。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

○20番(弓掛 元君) 義士行列は、忠臣蔵の物語を通じて尾関山と三次の歴史を三次市民と共有し、対外的にも発信できる極めて重要で意義のある行事だと確信しております。一過性のイベントではなく、今後も継続して開催していくことが不可欠と考えますが、市においてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 義士行列につきましては、忠臣蔵の物語を通じて尾関山と本市の歴史を分かりやすく伝えることができる行事でありまして、本市の歴史文化を活用した観光振興、あるいは魅力発信の観点から重要な取組であると認識しています。先ほど答弁もありましたけれども、昨年の12月の義士行列は、参加された方から、参加してよかったといったような多くの声も頂いておりますし、また、沿道で行列を見守られた皆さんの中には、来年も開催されればぜひ参加したいと言ってくれた中学生もいたところでもあります。

この義士行列については、地域への愛着を高めるシビックプライドの向上などにつながると考えておりまして、新年度の予算案の地域題材エンタメ化プロジェクトに必要な経費を計上しております。この義士行列は1つの手段でありますけれども、いかに三次のプロモーションにつながるかという持続性というのも大切でありますので、そういった部分についても今後の課題であるというふうに認識しております。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

- 20番(弓掛 元君) 100周年記念事業では阿久利姫と忠臣蔵をテーマとした講演会が開催され、脚本家の田淵久美子さんに講演を頂きました。田淵久美子さんは、大河ドラマ「篤姫」、
「江」、朝ドラの「さくら」などの脚本をされています。この講演を通じて阿久利姫と三次との深い歴史的つながりが市民に改めて認識されたと感じておりますが、市としては阿久利姫が持つ歴史的・文化的価値をどのように捉えられておられるのか、お伺いいたします。

(経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める)

- 議長(山村恵美子君) 笹岡経営企画部長。

[経営企画部長 笹岡潔史君 登壇]

- 経営企画部長(笹岡潔史君) 阿久利姫は浅野家と三次との歴史的なつながりを象徴する人物でありまして、忠臣蔵の物語と本市を結びつける重要な歴史文化資源といたしまして、市民の皆さんにとっても愛着や誇りを感じられる大切な資産であると認識をしております。そうした中で、昨年開催いたしました講演会は、阿久利姫と本市との関係性について理解を深める貴重な機会となったと考えております。今後も文化振興や観光振興につながる地域資源として活用していきたいと考えております。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

- 議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

- 20番(弓掛 元君) 阿久利姫を題材とした大河ドラマの実現に向けては、国や放送局への働きかけ以前に、まず地元が主体となり、継続的に盛り上がりをつくっていくことが極めて重要であると考えます。市としては大河ドラマ実現に向けた地元の役割をどのように認識されているか、お伺いいたします。

(経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める)

- 議長(山村恵美子君) 笹岡部長。

[経営企画部長 笹岡潔史君 登壇]

- 経営企画部長(笹岡潔史君) 歴史や文化など地域特有の資源を、大河ドラマを始めまして、映像や小説に取り上げてもらうには、地域における継続的な機運の醸成と歴史文化の積極的な発信が重要であると認識しております。そのため、来年度におきまして、市民の皆さんを対象といたしましたワークショップや講演会の開催というのを考えておりまして、地域ゆかりの人物や物語に対する御理解と愛着や誇りの向上によりまして、地域の一体感を高めていきたいと考えております。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

- 議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

- 20番(弓掛 元君) 義士行列は阿久利姫や忠臣蔵と三次との関係性を視覚的かつ分かりやすく発信できる行事であります。大河ドラマ実現に向けた機運を高める上でも極めて重要な役割

を担う行事であると考えております。市として義士行列を大河ドラマを呼び込むための重要な行事としてどのように位置づけられていくのか、お伺いいたします。

(経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 笹岡部長。

[経営企画部長 笹岡潔史君 登壇]

○経営企画部長(笹岡潔史君) 義士行列は阿久利姫や忠臣蔵と本市との関係性を視覚的に伝えることができる象徴的な行事であり、歴史文化を活用いたしました観光振興や地域の活性化に加えて、映像や小説といったエンタメ化に向けまして、地元の機運を発信する大きな役割を担うものと認識をしております。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

○20番(弓掛 元君) 義士行列を核として、関係団体や市民と連携しながら阿久利姫や三次の歴史文化を継続的に発信していくことは、文化振興のみならず、観光振興や交流人口の拡大にもつながるものと考えております。市として義士行列を中心とした今後のまちづくり、魅力発信についてどのように取り組んでいくか、お考えをお伺いいたします。

(経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 笹岡部長。

[経営企画部長 笹岡潔史君 登壇]

○経営企画部長(笹岡潔史君) 義士行列は地域への愛着を高め、シビックプライドの向上につながると考えておまして、地域団体や観光関係者などと連携をしながら、三次の魅力の大きな柱といたしまして、尾関山公園周辺の魅力の向上や歴史文化の継承・発信と併せまして、地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

○20番(弓掛 元君) 今回の47人参加していただいたんですけれども、本当にいい思い出になると思います。先ほど市長も言われましたけども、学生さんたちが参加していただければ、Uターンのきっかけとか、大きな動機づけにもなると考えます。歴史の勉強にもなると思います。今回の義士行列の出発点でありました照林坊でありますけども、古い寺でありますけども、1864年、1866年、禁門の変というのがございまして、長州を幕府軍が攻めるといふときに、幕府軍の宿泊地になったということもございまして。非常に歴史深いところでもあります。そういった勉強にもなると思いますし、あと、他市町との連携、茨城県の笠間市、兵庫県の丹波篠山市、赤穂市、加東市、墨田区両国、東京の赤坂、そういうところも非常にゆかりの深いところですから、そういうところとしっかりまた連携を取ってやっけていければ、非常に大きな効果があると考えますので、今後ともよろしくお伺いいたします。

それでは、大項目1の2といたしまして、都市計画区域内における下水道未整備地区の解消または負担の公平化についてお伺いいたします。まず、現状認識と整備計画の妥当性についてお伺いいたします。現在、本市の中心市街地において、周辺は下水道が完備されている、または工事に着手されているにもかかわらず、一部の区域だけ未整備のまま取り残されている空白地帯が存在いたします。この地区は現在も住宅の建設が進んでいる地域であり、衛生的で利便性の高い生活環境が求められております。単独槽も数多く残っており、公共用水域、川の環境保全の観点からも望ましくないのではないのでしょうか。まず伺います。これらの地区が中心市街地にありながら、これまで後回しにされた、あるいは下水道整備の対象から除外されてきた具体的な理由は何でしょうか。また、今後の整備計画においてこの地区はどのように位置づけられているのか、当局の見解を求めます。

(建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 濱口建設部長。

[建設部長 濱口 勉君 登壇]

○建設部長(濱口 勉君) 本市の公共下水道の整備は、三次市污水適正処理構想に基づき、人口集積度や地形条件、事業費と投資効果、既存施設との接続可能性などを総合的に勘案しながら、計画的に整備を進めているところです。現在、整備を進めている島敷地区は浄化槽設置率が低く、下水道整備を行った場合に接続が多く見込まれ、事業費に対する費用対効果が高くなるため、優先的に整備を進めており、寺戸地区につきましては、整備が今年度となっている経緯があります。このことを踏まえ、寺戸地区については、合併処理浄化槽の設置整備補助金の対象区域として普及を進めることにより、生活排水対策を推進してきたところです。今後の整備計画の中でどのように位置づけるのかということですが、今後につきましては、人口動向や土地利用状況の変化、財政状況などを踏まえながら、三次市污水適正処理構想の見直しの中で整備などについて検討していきます。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

○20番(弓掛 元君) この地区も非常に今、新しく若い人たちが家を建てられておると。結構たくさん家を建てられております。非常に需要のあるところでもあります。

都市計画税の受益と負担の不均衡への対応、そして税負担の公平性についてお伺いいたします。当該地区の住民も、ほかの下水道完備地区の住民と同様に、都市計画税を納付しておられます。都市計画税は、道路、公園、下水道整備などの都市計画事業に充てられている目的税です。同じ税率で納税義務を果たしているにもかかわらず、一方では公共下水道の恩恵を受け、もう一方は自己負担で浄化槽を維持しなければならない現状は、受益と負担の均衡が崩れているのではないのでしょうか。下水道が使えないのに下水道のための税金を払っているのが現状です。下水道が整備されないのであれば、当該地区の都市計画税の減免、あるいはそれに見合う行政サービスの還元を検討すべきではないのでしょうか。市の見解を伺います。

(建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 濱口部長。

[建設部長 濱口 勉君 登壇]

○建設部長(濱口 勉君) 都市計画税は都市計画事業に要する費用に充てられる目的税として課税されており、必ずしも個別事業の受益と直接的に対応するものではありません。都市計画事業は、下水道事業だけでなく、道路、公園などについて、都市計画区域において整備実施されることから、事業が都市計画区域の一部においてのみ実施される場合でも、都市計画区域全体で都市計画事業の便益を受けるという考えに基づいており、都市計画用途区域のうちの一部区域のみを課税区域から除外すること、特定の事業の進捗度合いを理由に減免することは、制度上難しいものと認識しています。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

○20番(弓掛 元君) 非常に残念なことなんですけれども、下水道使用料と浄化槽維持の違いということでお伺いします。維持管理コストの格差是正に向けた支援についての質問なんですけれども、下水道が整備されている世帯は、下水道使用料、ほぼ水道料に匹敵するぐらいの、支払うのみですけれども、未整備地区の住民は、浄化槽の保守点検、清掃、県の法定検査、さらにブロワ、かき回すやつですね、ブロワの電気代や、当然、耐用年数が過ぎれば設備の入替え費用など、多額の維持費を全て個人で負担しております。試算によれば、この維持費の額は年間10万を越すケースも少なくありません。建設費の大変な高騰、その後の老朽化対策、維持管理費の高騰により、新規の下水道拡張が困難であるという財政事情も理解はしております。しかし、そうであればこそ、下水道という公助を受けられない住民に対して、浄化槽の維持管理に対する補助金の創設や拡充など、負担の格差を調整する仕組みを導入すべきではないでしょうか。住む場所によって生じる不公平を解消するために、具体的な施策について、執行部の答弁を求めます。

(建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 濱口部長。

[建設部長 濱口 勉君 登壇]

○建設部長(濱口 勉君) 公共下水道の利用者と合併処理浄化槽利用者の公平性のバランスを図ることは重要であると考えておまして、令和6年度に実施した公共下水道使用料改定においても、合併処理浄化槽利用者が負担する維持管理費との比較も1つの目安として考慮しています。公共下水道使用料の負担額として、使用水量が月20立方メートル程度の平均的な利用者の場合、月額税込みで3,905円となり、年間では4万7,000円程度となります。一方、合併処理浄化槽、5人槽の場合ですけれども、の維持管理費につきましては、業者による保守点検、清掃、法定検査費用とブロワの電気代を含めて年間4万8,000円程度となると考えております。公共下水道使用料は、使用水量によって使用料が変動しますし、合併処理浄化槽の維持管理費も人

槽により維持管理費が異なることから、単純な比較はできませんが、現状では維持管理費に係る公平性は一定程度担保できているものと考えています。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

○20番(弓掛 元君) 今の試算は全て入っとるんですかね。ブロワの電気代とか、当然、減価償却過ぎたら、使用期間、耐用年数過ぎたらやり換えもせないけんわけですよ。ブロワも結構、2年ぐらいしたら、ちょっと私の経験なんですけど、2年ぐらいしたらまた換えろと言ってきたり、非常に点検費用も高いと思うんで、決して同レベルとは思えないんですが、それ間違いないです。

(建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 濱口部長。

[建設部長 濱口 勉君 登壇]

○建設部長(濱口 勉君) 先ほど申し上げた数字につきましては、ブロワの更新費用は入っておりませんので、更新が何年かに1回かかる分については入っておりません。その点ちょっと、訂正というか、付け加えさせていただきたいと思います。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

○20番(弓掛 元君) どっちにしても、またやり換えたりするときには多額のお金もかかりますし、ぜひ格差を縮めるように努力していただきたいというふうに思います。

それでは、大項目2番目、外国人受入れにおける心積もり、覚悟と支援の在り方について伺います。私たちのまちにとって、観光客として海外の方が来てくださることは、観光消費額アップなど経済面で大変喜ばしいことでもあります。本市においてはオーバーツーリズムにはまだ無縁で、まだまだ来ていただきたい。一方、深刻な労働者不足を背景に、多くの外国人が生活者として日本では急激に増えております。全国で在留外国人は今395万人、10年前の1.8倍、広島県の人口が269万人ですから、広島県の1.5倍の外国人の方が全国にいらっしゃるとい試算になると思います。

短期間の滞在である観光客と、長期間共に暮らす労働者やその家族では、私たちとの関わり方は根本から異なります。真面目に働く方がほとんどである一方、言葉や習慣の違いから来るトラブルが発生して、大きな問題になっている地域もあります。今私たちに求められているのは、ただ漫然と受け入れるのではなく、受け入れる側の心積もりと地域の覚悟、そして彼らが地域の一員となるための具体的な支援ではないでしょうか。

地域住民の心積もりと意見聴取の必要性について申し述べます。急激な変化は誰にとっても不安なものです。だからこそ、まずは地域住民の皆様の声を丁寧に聞く場を設けるべきだと考えます。不安の共有ということで、どのようなトラブルを懸念されているのか、何が不安なの

か、率直に話し合うことが必要ではないでしょうか。相互理解のプロセスが大事であります。知らないことが不安を生み出します。受け入れる側の覚悟として、互いの文化や背景を理解しようとする姿勢を地域全体で共有することが必要です。

次に、私たちに求められる地域の覚悟とは、外国人を受け入れるに当たり、今こそ地域全体で共有すべき覚悟があると思います。それは単に外国人が増えることを認める以上の意味を持つと思います。3つの覚悟を申し述べます。無関心を捨てる覚悟。誰かが面倒見てくれるだろうという無関心が孤立やトラブルを生みます。彼らを労働力としてだけではなく、一人の人間、一人の住民として向き合う責任が私たち一人一人にあります。当たり前を更新する覚悟。これまでの地域のルールや慣習が必ずしも唯一の正解ではないと認識することです。相手に日本のマナーを一方向的に強いるのではなく、なぜそのルールがあるのかを対話で伝え、必要であれば、新しい時代のルールを共につくり上げる柔軟性が求められます。摩擦を恐れない覚悟。言葉や文化が違えばトラブルが起きるのは当然です。それを受入れの失敗と決めつけるのではなく、発生した問題に対話によって解決し、1つずつ積み上げていく粘り強さこそが本当の意味の覚悟であると思います。

住民の声を聞き、合意形成を図る、この覚悟を、一部の人間だけではなく、地域全体で共有するために、徹底した意見聴取、啓蒙啓発が必要であると考えます。行政や企業がメリットだけを語るのではなく、住民が抱く不安や過去のトラブル事例を正直に出し合う場を設ける必要があるかと思えます。そこで問います。外国人生活者が増えることによる課題も共有した上で、文化の違いを理解し、受入れが地域のうちにどうつながるか、住民として何ができるかななどを議論し、合意形成していく必要があると考えますが、そういった場や対話の機会を設ける考えはないか、お伺いいたします。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷地域共創部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) 本市の外国人受入れについては、施政方針でも述べたように、事業所や介護事業所等の人材確保のために、外国人材の受入れ環境整備の取組を進めているところです。また、インバウンド誘客の取組については、三次観光推進機構が中心となって国際交流員を配置するなどの取組を推進されています。こうした取組をする中で、在住外国人の人数は、令和6年4月末が808人に対し、令和7年12月末で916人となっており、各事業所等の外国人受入れも継続されていることから、今後も増加していくものと考えております。

議員御提案の地域住民の声を聞く場や対話の機会を設けることについて、現在は予定はしておりませんが、外国人に対する市民の理解が深まるよう、啓発冊子をイベントの機会に配布しているところです。そして、三次国際交流協会や民間団体、地域住民主催の交流イベントを開催する中で、地域住民と在住外国人が交流し、互いにコミュニケーションが取れる場を設けることが重要であると考えております。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 弓掛議員。

〔20番 弓掛 元君 登壇〕

○20番（弓掛 元君） まちづくりトークあたりで地域の声を聞いていただければと、テーマにしてですね。思います。これは新宿区なんですけども、アンケートがありまして、外国人が近所に住むことについての年代別考え方ということで、20歳までの人は40%近くが好ましいと答えられております。ただ、60歳超えたら、大体1割、10%前後しかよしと考えておらんというアンケートもありました。ちょっと新宿なんで違うかもしれませんが、やはり特に高齢者の方が何かトラブルがあるんじゃないかという不安が多分あるかと思います。そういったことをぜひ不安解消をする必要があると思いますし、考えていただきたいというふうに思います。

覚悟の共有ということで、課題を共有した上で、それでもなお受け入れることが地域の維持にどうつながるのか、そのために住民として何ができるかを議論し、納得感のある合意形成を図る必要があるかと思います。行政や企業主導で進めるのではなく、住民一人一人が自分たちのまちをどう守り、どう変えていくかという合意形成を行うプロセスこそが真の共生への第一歩になると考えます。

一方、円安進行で日本をなかなか選んでもらえないと聞きますが、治安のよさとか清潔さ、親切的な日本人の多さが魅力として来日の動機づけになっていると聞きますが、地域間で外国人労働者の争奪戦にもなっているとも聞きます。外国人住民の方が楽しむための支援やルールの徹底が必要であると考えます。このまちを選んで来てくれた方々が、ここに来てよかったと感じられるような支援も欠かせません。それは単なる甘やかしかいことではなく、彼らが自立して地域になじむための、ある意味インフラでもあると考えます。

地方特有の課題として、移動手段の確保があります。都会においては電車などがあって、車は要りませんけども、三次のような地方都市におきましては、車は生活の足であります。車がないと買物もレジャーも楽しめません。また、移動手段の欠如は孤立に直結します。免許取得のサポートやコミュニティバスの利用ガイド、あるいは交通ルール、自転車ルールの周知など、移動の自由を支える対策を検討する必要があるかと思います。彼らが自由に動ける環境を整えることは、生活の質を支える1つのインフラであると思います。

マナーとルールの丁寧な徹底、ごみの出し方、騒音の問題、日本のマナーを押しつけるのではなく、なぜそのルールがあるのかを彼らの母国語で理解してもらおう努力が必要でもあろうかと考えます。最近、ある介護施設から相談を受けました。外国人労働者を雇えたんだけど、住むところがないと。アパートが断られるんだと。大家さんの事情を聞いたら、やっぱり騒ぐとか、ごみの出し方、それから料理の油をそのまま流したりするんだと。そんなことも聞きました。だから、なかなか契約してもらえないという苦労も聞きました。

孤立を防ぐ交流の場も必要であると考えます。職場と家を往復するだけの生活では、トラブルが起きやすくなります。地元の祭りへの参加や地域のスポーツ大会、日本語教室などを通じて顔の見える関係を築くことが、トラブルを未然に防ぐ最大の策となろうかと思えます。そこ

で問います。孤立させない交流の場、相談窓口の設定、帰属意識の醸成、住民問題、生活への様々な支援が必要と考えますが、本市の考え、取組をお伺いいたします。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) 本市における在住外国人に対する支援については、国際交流協会や民間団体などと連携し、交流イベントの開催など、在住外国人と地域住民の皆さんとの交流の場づくりを行っています。また、週2回の日本語教室や、毎週木曜日に外国人相談も行っており、その場でも在住外国人の生活面での相談を受け、スタッフが助言を行っています。より専門的な相談には、ひろしま国際センターなどの相談窓口を紹介しております。こうした交流会や日本語教室に参加された在住外国人の方々にアンケート調査を行い、御意見や要望などを取りまとめ、今後の取組につなげております。そのほか、今年度から三次国際交流協会と関係団体による在住外国人を対象とした交通安全教室を開催するなど、新たな取組も行ってまいります。こうした取組を各関係団体や事業所などと協力して行うことで、在住外国人と地域住民が協力して暮らせる社会を構築していきたいと考えております。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

○20番(弓掛 元君) 外国人の受入れは単なる労働力不足の解消だけではありません。彼らがこのまちを楽しみ、愛してくれるようになれば、それはまちの活力となり、日本に対するイメージアップ、将来的な定住にもつながるかと思います。お客様としてだけでなく、よき隣人として、私たちは今どのような未来を築きたいのか、住民の皆様、そして新しく来られた方々とともに膝を突き合わせて話し合うときが来ているのではないのでしょうか。外国人の受入れは、今の労働力不足という苦境をしのぐための手段ではありません。様々な人々が交ざり合い、新しい活力を生み出すまちへと進化するための挑戦とも言えると思います。

一方、私たちにその変化を担う覚悟があるのか。単なる労働力の受入れに終わらせず、彼らがこのまちを、未来を共に支える仲間になれるよう、今こそ地域が一丸となって対話をすべきと考えます。なかなか日本のあうんの呼吸ですとか、不文律とか、暗黙の了解、文化的伝統、なかなか理解してもらうのは難しいと思いますけども、しっかりと支援して、どうしても労働力として頼らざるを得ないというのはもう日本の現状なので、そこも含めて、住民の方のしっかりと理解をしていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、大項目3番目、少子化対策の抜本の見直しと結婚支援の強化についてお伺いいたします。我が国の少子化対策は、1994年のエンゼルプラン以降30年にわたり、国、県、本市においても多額の予算を投じて進められてきました。しかし、結果は周知のとおり、出生数は過去最低を更新し続け、子供の数が増加に転じる兆しは見えません。ここで一度立ち止まって、冷静に検証すべきではないでしょうか。これまでの施策は主に子育て支援に偏っており、出生

数減少の根本的な解決要因に届いていなかったのではないかという点です。過去、本市が実施してきた少子化対策は出生数の増加にどの程度寄与したと分析しておられるのか、また、多額の予算を投じながら結果が出ていない現状をどう受け止めておられるのか、お伺いいたします。

(子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中村子育て支援部長。

[子育て支援部長 中村徳子君 登壇]

○子育て支援部長(中村徳子君) 本市の令和6年の出生数は253人で、合計特殊出生率は1.34となっており、広島県の合計特殊出生率1.29や国の1.15より高い水準で推移しているものの、年々低くなっております。本市は他市に先駆けて18歳までのこども医療費の助成を行うなど、子育て世帯の経済的負担の軽減や女性の活躍推進、子育てと仕事の両立支援、相談しやすい体制づくりなど、様々な施策を展開し、子育て支援、少子化対策に取り組んでまいりました。しかし、残念ながら、少子化の進行を食い止める状況には至っておりません。少子化は全国的な課題であり、国は令和5年に閣議決定したこども未来戦略の中で、少子化の背景として、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、女性に偏った家事・育児の負担、子育ての孤立や負担感、子育てや教育の費用負担など、様々な要因が複雑に絡み合っているとしています。

本市におきましても、こども計画の策定の際に行ったアンケートで、就学前、小学生のそれぞれ5割以上の保護者が子育てに不安や負担を感じると回答されています。また、実際の子供の数が理想の子供の数より少ない理由として、就学前の子供の保護者の約6割が子育てや教育に係る経済的負担が大きい、約4割の保護者が仕事と子育ての両立が難しいと回答されています。少子化対策としましては、引き続き安心して子供を産み育てることができるよう、本市のこども計画に掲げる子ども・子育て支援の各施策の取組を進めるとともに、いつまでも安心して住み続けられるまちをめざす本市の総合計画、みよし未来共創ビジョンに掲げる各施策を総合的に推進することが重要であると考えております。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

○20番(弓掛 元君) もちろん子育て支援が重要だということは私も共通認識で持っております。ただ、出生数減少の最大の要因は、子育て環境以前のやはり未婚化、晩婚化にあるということは明らかであると私は思っております。統計をひもとくと、1970年の平均初婚年齢は24歳でしたけども、2020年には29歳、現在では30歳を超えようとしています。昔は24歳ぐらいで皆結婚されていたというのが、今は30を超えて、この5歳以上の遅れが生涯に出産する子供の数に直結している現実、これは無視できないと思います。しかしながら、現在の若者は結婚したくないわけでもありません。各種調査でもいずれは結婚したいと考える割合は依然として高いものの、現実には結びついていないというのが現状ではないでしょうか。未婚化、晩婚化、この辺りをどう分析されているのか。生まれた後の支援だけでなく、結婚を希望する層への支援こそ

が少子化対策の本丸であると考えますが、市として今後、独身男女の出会いや結婚を後押しする具体的な仕組みづくりに取り組む考えはありませんか。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) 本市では、少子高齢化の一因である未婚及び晩婚の増加に対する取組として、市内で結婚を望む方の出会いや交流を目的としたイベントを実施する団体に対し、三次市縁つなぐ出会い創出支援事業補助金を交付しております。価値観が多様化する現代において、若者の結婚感も多様であるため、個々の価値観を認めながら、結婚を希望する方の支援を引き続き行っていきたくと思います。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

○20番(弓掛 元君) かつて日本社会には地域や職場にいわゆる仲人のような存在がおられまして、おせっかいと言われながらも出会いの機会を創出しておられました。しかし、現在、そうしたコミュニティーの機能が失われ、今言われるように、個人の努力に委ねられております。民間サービスも存在しますが、経済的負担や心理的ハードルも高く、誰もが利用できるものではありません。現代版の仲人機能の構築ということで、例えばAIマッチングの導入支援や、地域のボランティアによる結婚相談員制度の再構築、民間企業と連携した婚活支援など、行政がより踏み込んで結婚のきっかけをつくるべきではないでしょうか。プライバシーへの配慮が重要でありますけども、行政が適度なおせっかいを焼くことが今の時代には必要なのではないのでしょうか。イベントの支援をされておると言われましたけど、なかなかそれぐらいでは増えないと思います。役所内への司令塔の設置を提案したいと思います。婚活をコーディネートする専任の担当者、例えば地域おこし協力隊を募集して、そんなことが好きな方をやっていただくとか、そういったことのお考えはないでしょうか。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) 本市の結婚支援事業である三次市縁つなぐ出会い創出支援事業補助金は、地域で結婚支援に取り組む様々な団体に活用いただいております。まちづくりの一環として地域で取り組んでいる団体や、結婚支援を主として活動されている団体等もあり、それぞれ地域に根差して活躍していただいているところです。一般的にはマッチングアプリ等の活用が広く普及していますし、広島県は、結婚したい男女を応援するためのサイト、こいのわ出会いサポートセンターの運営を支援し、出会いをサポートしています。また、議員御提案の結婚、婚活をコーディネートする専任の担当者につきましては、具体的な活動内容や必要とする専門知識が不明瞭であり、配置の検討は行っておりません。他の自治体の取組についての情報

収集を行いつつ、今後も地域で活動されている団体等と連携した支援を行っていきたいと考えています。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

○20番(弓掛 元君) 島根県なども非常に今力を入れて、婚活から子育てまで手厚くサポートする、少子化問題に積極的に対応していると、この前、新聞記事がございました。来年度ではそういった司令塔は難しいということだったんですけども、やはり私は本当に必要だと。1人おられて、いろんな情報を集めたり、数が多ければ多いほど成約に結びつくんですね。昔の仲人さんは500人ぐらい情報を持つとってら食べていかれよっちゃったという、ちょっと話も聞きました。仲人料が多分入るんでしょう。やっぱり数がないと、数字がないと、なかなかちょうどいいマッチングもできないんだろーと思います。ぜひこれは、来年度でもいいですから、再来年度でもいいですから、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、大項目最後4番目、地籍調査の加速と固定資産税賦課の適正化についてお伺いたします。本市の地籍調査事業は、現在、進捗率70%と伺っております。しかし、残る30%がまだ未整備であるという事実は看過できない問題をはらんでおります。地籍調査が行われていない土地では、法務局に備えられた地図、公図と実際の土地の形状や面積が一致しない地図混乱地域、俗に言う地番錯綜地が放置されているケースが少なくありません。大きな問題を抱えております。固定資産税の賦課についてです。現在は法務局の登記面積に基づいて課税されているようですが、実測面積と乖離がある場合、市民は実際の面積より広い面積に対して税を支払っている、あるいはその逆という不公平な状況に置かれております。徴税の公平性という観点から、この30%の未整備地域をいかに早期に解消するかが問われていると思います。

私が議員になりたての頃、土砂災害特別警戒区域に指定されたにもかかわらず、固定資産税がそのまま放置されたことを指摘させていただき、それを適切に是正していただいた実例があると承知しております。これは、行政が実態に即した課税を重視した真摯な対応であったと評価しております。地籍調査未完了地点においては、これと同様な考え方が必要ではないでしょうか。面積の乖離が明白な地域や境界紛争のリスクが高い地域に対して、地籍調査の完了を待たずとも、何らかの救済や優先的な調査を行うべきと考えますが、執行部の見解を求めます。

(市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松本市民部長。

[市民部長 松本英嗣君 登壇]

○市民部長(松本英嗣君) 固定資産税の賦課の問題ですけども、地方税法の規定により、総務大臣が定める固定資産評価基準により固定資産価格を決定しています。各筆の土地の評価額を求める場合に用いる地積の認定について、登記簿に登記された地積によることとする台帳課税主義を原則としております。地積については、個々の土地について実測しなければ、登記簿に登記された地積と現況による地積が符合しているかどうかの判定は行えません。固定資産税は賦

課期日である1月1日現在の登記簿に記載された地積により賦課をしており、不公平な賦課はしていません。土砂災害特別警戒区域に該当する宅地等につきましては、特定の開発行為や建築物の構造に対して制限を受けることから、固定資産税評価額の減額補正が適用されております。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

○20番(弓掛 元君) 今の答弁でしたら、国がええと言っとるから、間違っっても合うとっっても公図に載っとる分でいいんだという見解ですよ。実際に違っていたらどうなんです。違っていたら、当然違うんじゃないんです。幾ら国がいいといっても、実際の面積と違う場合が当然あるわけですよ、あれ。全然、山の公図は実際と合っていない。その辺はどういう見解なんですか。

(市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松本部長。

[市民部長 松本英嗣君 登壇]

○市民部長(松本英嗣君) 先ほど申しましたように、あくまでも法務局に登録されている登記簿、この地積、この台帳に基づいて、その面積で賦課をしているというものでございます。それについて適切な賦課と思っております。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

○20番(弓掛 元君) 言っても切りがないので言いません。地籍調査が停滞する大きな要因として、従来の測量手法では、膨大な時間と人手、そして所有者の立会い調整に苦慮することが挙げられます。しかし、現在、測量技術は飛躍的に進化しております。特に航空レーザー測量やリモートセンシング技術の活用は、急傾斜地や森林部など、人が立ち入ることが困難な地域の地形を短時間で高精度に把握することが可能となっております。国においても効率的な地籍調査のための新技術の活用を推進しており、補助金制度の拡充も図られております。そこで伺います。本市においても、これまでの手法に固執することなく、レーザー測量を始め、最新技術を積極的に導入し、残る30%の調査期間を大幅に短縮させる考えはありませんか。見解を求めます。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田総務部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長(桑田秀剛君) 最新技術を利用した地籍調査につきましては、平成30年に国がマニュアルを策定して推進しております。現在は山村部においてのみ認められておりますけれども、現地での立会が不要となるため、調査期間の短縮、また費用の節減にもつながりますので、本

市としても非常に有効な手段であると考えております。しかしながら、この技術による地籍調査は、境界杭の埋設をしないこと、それから境界線を地形や樹木の植生状況で判断することで実際の境界と異なる可能性があること、また、境界に植えられた木ですとか、設置された石などの境界標識を見落とすおそれがあることといったリスクもございます。

こうしたことから、将来的に現地の状況との相違による紛争のリスクも考えられるため、これらのリスクを受け入れていただける地域で調査をしていきたいと考えております。現在、取扱要綱を定めまして、個別の調査要望を頂いた際には、こうした内容について説明をさせていただいておるところでございます。今後も最新技術のメリットとデメリットについて周知をしていながら、これまで以上に地域と連携して、調査期間の短縮に努めていきたいと考えております。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

[20番 弓掛 元君 登壇]

○20番(弓掛 元君) 森林境界明確化の事例紹介ということで、いろんな各都市でやっておられるのが出ておりました。秋田県能代市では年間300ヘクタール、福知山市では2,000ヘクタールやったというようなことも出ておりました。今、部長言われたように、難しい問題もあるかと思えますけれども、代が替われば境界も分からなくなります。道路をつけるにも、森林伐採にも大きな支障が生じます。銀行担保にも不適合、売買においても境界が分からなければ難しい。相続も実質の境界が分からなければ困難です。そういったこともあります。ぜひ早めにしていただきたい。10年20年とかでなくて、やっぱり新しい技術ができていますので、それをしっかり利用していただいて、工期短縮に全力を尽くしていただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) 本日の一般質問はこれまでとし、残りの質問は明日行いたいと思えます。お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日も会議は9時30分に開会いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——延会 午後 3時 7分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年2月26日

三次市議会議長 山 村 恵美子

会議録署名議員 竹 田 恵

会議録署名議員 増 田 誠 宏